

第百四十二回国会
衆議院
大蔵委員会
議録 第十九号

(二〇三)

平成十年四月三日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君

理事 坂井 隆憲君

理事 池田 元久君

理事 石井 啓二君

今村 雅弘君

大石 秀政君

河井 克行君

杉浦 正健君

中野 正志君

宮路 和明君

吉田六左門君

渡辺 博道君

上田 清司君

末松 義規君

日野 市朗君

赤松 正雄君

並木 正芳君

鈴木 淑夫君

佐々木憲昭君

濱田 健一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 松永 光君

出席政府委員

經濟企画庁調査局長 新保 生二君

外務省アシア局長 数中三十二君

長事務代理 外務省北米局長 高野 紀元君

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房金融検査部長 原口 恒和君

大蔵大臣官房総務課長 溝口善兵衛君

理事 衛藤征士郎君

理事 浜田 靖一君

理事 北橋 健治君

理事 谷口 隆義君

理事 岩永 峯一君

理事 鴨下 一郎君

理事 根田 義孝君

理事 砂田 圭佑君

理事 根本 匠君

理事 村井 仁君

理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 喜美君

理事 北脇 保之君

理事 中川 正春君

理事 藤田 幸久君

理事 河合 正智君

理事 小池百合子君

理事 西田 猛君

理事 佐々木陸海君

委員外の出席者

大蔵省主計局次長 細川 興一君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

大蔵省関税局長 斎藤 徹郎君

大蔵省証券局長 長野 虎士君

大蔵省銀行局長 山口 公生君

大蔵省国際金融局長 黒田 東彦君

四月一日

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四号)(参議院送付)

三月二十七日

法人税法一部改正法案の割賦販売制限規定削除に関する請願(安倍基雄君紹介)(第九二五号)

同(大島章宏君紹介)(第九二六号)

所得税減税、中小業者への国民金融公庫の返済条件緩和に関する請願(東中光雄君紹介)(第九二七号)

消費税廃止、国民金融公庫の中小業者への融資拡充に関する請願(東中光雄君紹介)(第九二八号)

たばこ特別税の創設反対に関する請願(安住淳君紹介)(第一〇二六号)

同(池端清一君紹介)(第一〇二七号)

同(石橋大吉君紹介)(第一〇二八号)

同(伊藤忠治君紹介)(第一〇二九号)

同(岩田順介君紹介)(第一〇三〇号)

三月三十日

減税による内需拡大、赤字国債の発行等に関する陳情書外一件(大阪府北区中之島六の二の二七新宮康男外一名)(第一三九号)

北海道における金融機能の維持安定等に関する陳情書外一件(北海道旭川市六条通九の四六旭川市議会内閣通信外一名)(第一四〇号)

北海道拓殖銀行の受皿銀行としての北洋銀行に対する経営基盤強化に関する陳情書(札幌市中央区北二条西六北海道議会内岩本九)(第一四二号)

金融危機の行政責任追及に関する陳情書(福岡県糸島郡志摩町初四四の二〇富樫巖)(第一四二二号)

用地買収に伴う租税特別措置法による特別控除額の引き上げに関する陳情書(愛知県豊橋市今橋町一豊橋市議会内辻村良夫)(第一八四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四号)(参議院送付)

金融に関する件

○村上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣松永光君。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に

伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○松永国務大臣 ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際通貨基金が引き続き国際通貨体制の中心的役割を担うためには、世界経済の拡大に応じてその資金基盤を強化することが必要とされ、先般、国際通貨基金は、その出資総額を四五%増加させる第十一次増資を行うことを決議いたしました。

同決議において、我が国の出資額は、現行の八十二億四千五百五十万特別引き出し権から百三十三億二千八百八十万特別引き出し権に増額されることとなります。また、我が国の出資比率は上昇し、出資額は、現在のドイツと同額の第二位から単独第二位となります。さらに、近年急速な経済成長を遂げ、国際通貨基金への出資比率がその経済力に比べて過小となっているアジア諸国等の出資比率が上昇するよう配慮されております。

最近のアジアの通貨危機においても、国際通貨基金は国際的支援の中心的役割を果たしてまいりましたが、今後とも国際通貨基金がこうした危機に適切に対処し、国際通貨体制の安定等に貢献するためには、第十一次増資の早期効力が喫緊の課題となっております。

こうした見地から、政府としては、本法律案を提案し、国際通貨基金に出資することができ金額を引き上げるため、所要の措置を講じたいと考えております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事本間忠世君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村上委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。鴨下一郎君。

○鴨下委員 おはようございます。

大臣におかれましては、連日大変お疲れさまでございます。

新聞の報道でもありますように、ちょうど日本の未明からASEM、アジア欧州会議が開催されることになっております。その中で最大のテーマは、アジアの経済危機についてでございます。

このことでIMFが非常に重要な役割を演じているということも言うまでもないことでありますが、まず政府として、今回のアジアの経済危機に関しまして、タイから始まり、インドネシア、韓国というふうに波及したわけでございますけれども、これまでの東アジアもしくはアジア諸国はアジアの奇跡と言われるくらいに経済の発展がずっと順調にいったわけでありましたけれども、これがなぜこのような事態に立ち入ったかという点についてのお伺いをしたいと思います。

○松永国務大臣 委員御指摘のように、かつては世界の成長センターはアジア地域だと言われるぐらい元気のあるアジア地域であったわけであります。それがなぜ、去年の秋以降、通貨危機そして経済危機が発生したのかというその原因でございますが、各国の状況によって必ずしも一概には言えることではございませんけれども、概して言えますこ

とは、近年の為替の過大評価、それに伴う經常収支赤字の拡大、海外から流入した資金が不動産セクターなど生産的でない分野にたくさん使われておった、こういったことなどから市場の信認が著しく低下してきたということが挙げられようか、こういうふうに考えております。

○鴨下委員 このアジアの危機が日本との関係においてもまさに密接不可分でございます。ある意味で、日本の経済とアジアの経済というのは相互作用の中で成り立っているのだらうというふうに思いますが、日本の立場としまして、アジアの経済危機もしくはアジアの通貨危機は日本の経済に對していかなる影響を及ぼしたか、こういうようなことにつきまして御見解を伺いたいと思っております。

○黒田政府委員 御指摘のとおり、アジア諸国と日本の経済関係は大変密接でございます。したがって、アジアで通貨・金融市場の変動が続く中で、成長率の低下、インフレ率の上昇、失業者の増加といったことが起こり、大変厳しい経済情勢になっておりますことは、当然、我が国の経済にいろいろな形で影響を及ぼし始めております。

私どもは、この影響について三つほどあらうかと思っております。まず第一は、今申し上げたようなアジア経済の低迷によりまして我が国のそれらの地域に対する輸出が減少する。二番目には、それらの国に対する我が国の銀行の貸出債権の内容が悪化するのではないかという懸念。三つ目には、これらの地域には我が国からたくさん企業の進出しておられますが、それらの企業の収益が悪化するということを通じて我が国の経済にも影響があるのではないかということでございます。

それそれについて見てまいりますと、輸出につきましては、既にタイ、韓国、インドネシア等に対する我が国からの輸出の伸びが昨年の秋ごろからマイナスになり始めておりました。特にことしの一月、二月とかなり大幅な、二けたぐらいのマイナスになってきております。我が国のアジア地域に對する輸出というのは輸出全体の四割ぐらい

を占めておりますので、これは遠からず我が国の輸出及び経済に影響を及ぼしてくるということかと思っております。

二番目の、邦銀のこれら諸国に對する貸付残高というものは総額で三十兆円ほどあるわけでございます。特にタイ、韓国、インドネシアに對する貸し付けにつきましてはいろいろな懸念が示されておるわけでございます。幸いタイと韓国は金融状況はかなり改善をしてきておりますが、インドネシアにつきましては依然として金融も含めて非常に変動が続いており、その債権についての懸念が続いているわけでございます。

三番目の現地進出企業の収益の悪化という問題につきましては、為替が切り下がっておりますので、それらに進出しております企業のうち、輸出を中心としたものはむしろ輸出がこれから伸びるであらうと思われませんが、国内市場を当てにした進出企業については非常な収益の悪化ということも懸念されるということで、これらについてもいろいろな形で影響してくるということにならうかと思っております。

したがって、御案内のとおり、政府としては、二月からの特別減税の実施、あるいは公共事業の追加、金融システム安定化対策などいろいろな措置を講じてきておりますし、これらに加えて先ごろ可決されました十年度税制改正などの措置が相乗効果を持って、こういったアジアからのマイナスの影響をどれだけか相殺してくるような形で寄与するのではないかというふうに考えております。

○鴨下委員 今、四月一日からある意味でのビッドパンが既に始まっているわけでありましたけれども、一般の国民の肌で感ずる部分というのは、報道されているように、例えばドルで物が直接買えるようになったり、それからレストランでもドルで支払いが可能だ、こういうような話も報道されているわけでありましたけれども、逆に、日本の国内でドルが非常に使いやすくなったというのと同時に日本の円もある意味で海外により出ていく、

要するに、今回のアジアでの通貨危機の原因の一つには、アジア諸国全体が余りにもドルに依存していたというようなこともあるのじゃないか。こういうようなことから考えますと、円がより国際的な通貨として利用しやすいもの、こういうようなことで円建ての取引を拡大する、こういうようなことも努めるべきではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○黒田政府委員　御指摘の点は従来から指摘されている点でございます。私どもも同様な考え方を持っております。もちろん、いずれの通貨建てで取引が行われるかというのは基本的には取引当事者の合理的な判断ということで決定されるわけでございますが、少なくとも国際通貨としての円を利用しやすいものとするということは必要でございます。その観点から、東京市場で資金を調達する、あるいは資金を運用するといったことの利便性を高めて、円の通貨価値に対する国際的な信頼を向上させるといったことを通じまして円の国際的な利用を一層図ってまいりたいというふうに思っております。

御案内のとおり四月一日に改正外為法が施行されましたが、これは今申し上げました資金の調達であるいは資金の運用面、両面におきまして残っておりました規制をすべて撤廃をいたしまして、完全に自由な形で東京市場が利用されるような形になつてきております。

今後とも、金融システム改革を着実に実施することによって御指摘のような円の国際化の環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

○鴨下委員 今回、IMFに対する日本の出資シェアそれからそれに伴う投票権シェアが拡大するわけでありまして、出資シェアでいえば今回の改正によつて六・二八％、それから投票権シェアが六・一六％ということで、この拡大の幅だけで見ましても、例えばタイ一国の投票権シェアにも

まあ日本はそういう意味でも、きのうの飛行機の中での記者会見の中で橋本総理も、日本がIMFを通じて、それから二国間の中でも、アジアの経済に対して非常に寄与しているんだ、こういうようなことをおっしゃっているわけですけれども、例えばインドネシアそれから韓国などでも、IMFのプログラムを受け入れる受け入れないというような問題については、非常に国民の中から

いろいろな意味での反発があります。例えば、もしIMFのプログラムを受け入れてそれを着実に実行することになれば、これはもう厳しい財政、金融の引き締めがもちろん必要とされるわけでありまして、それからその結果として信用の収縮それから企業の倒産、何よりもその後、例えば雇用の不安それからそれに伴う労働者のスト等が行われてきて、結果的には、例えばIMFのプログラムに対して非常に国民の反発があつて、それに貢献している日本という国は投票権についても二位のシェアを持っている、こういうような国に対してのある意味での、言葉はよくないですけども、逆恨みに通ずるようなことがあつては

ならないというふうに私は思っているのです。そうしますと、この点について私は、日本が IMF に貢献するのは大いに結構ですけれども、それが逆の意味につながってくると非常に困るなというふうに考えておりますけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○黒田政府委員 御指摘のように、IMFのプログラムはしばしば財政、金融の引き締めを通じて国際収支調整を行うということでございますので、企業の倒産、失業等の問題を生ずる場合が

しばしばございます。実は、タイ、インドネシア、韓国につきましても、多かれ少なかれ同様な問題を生じているわけでございます。

そのうち、特にタイ、韓国につきましては、当初そういうことでIMFに対する非常に厳しい反発もあったようですが、他方で、IMF

んけれども、我が国等がIMFに働きかけたこともございまして、それから経済の状況の変化に対応してということもありまして、プログラムにつきましてレビューを行うことになっております。レビューの時期に、例えば経済の動向を踏まえて財政収支のターゲットを緩めるとかそういう形で現実には合ったような形に修正したということもございまして、また、タイ、韓国の政府、国民の方

が必要なる構造調整を行うという考え方にだんだん傾いてきたということもございまして、両々相まちなして比較的最近はスムーズにIMFプログラムが実施をされております。

他方、インドネシアの場合は問題がまだ残っております。具体的に申し上げますと、IMF側とインドネシア側との間で既に合意されたプログラムの内容についていろいろな議論が出ておりまして、現在新しいレビューに向けて再交渉を行っているところでございます。したがいまして、プログラムの中身について、インドネシアの現状を踏まえた形でより現実的なものになるように、私どもとしてもIMFに働きかけを行っているところ

最近の情報によりますと、インドネシア側とIMF側との交渉はもう最終段階に來ておるということでございますので、できるだけ早期に、より現実的なプログラムへ向けてIMFとインドネシア側が合意できるよう、我が国としてもIMF側でございます。

に引き続き強く働きかけてまいりたい、そういう形で、まさに委員御指摘のとおり、これから単独第二位の発言権になるということを一層積極的に生かしてまいりたいというふうに思っております。

す。

○閣下委員 おっしゃるとおりに、IMFの支援について一番際立っていることは、これはコンデイションナリティーがあるということでありますから、このことについて私は、日本は非常に貢献しているにもかかわらずなかなかそれがアジア諸

ず、二国間のさまざまな問題も含めて、日本はこれだけ努力をしてアジアの経済の安定のために貢献しているんだ、このことについてぜひ日本国政府そのものが一体となって働きかけていただきたい、このことを切にお願いを申し上げたいと思いますが、最後に、大臣、一言だけそのことについてお考えをいただけたら幸いです。

○松永国務大臣 委員の仰せはもっともな点が

あるわけですが、しかし、少なくとも今回のこのインドネシアの通貨、そして経済危機に対する支援のあり方といたしましては、関係国最大の資金援助を約束しておるのは日本。そしてそのほかに、去る二月二十日に東南アジア経済安定化に資するための緊急対策、これを閣議決定をした上で、先日橋本総理が、何期目になられるのか、インドネシアの大統領が就任された、その直後にインドネシアを訪問されて、そしてスハルト大統領といろいろな話をしてこられた。それがスハルト大統領就任の直後でもありましたから、大変いいタイミングでの橋本総理のインドネシア訪問であり、かつスハルト大統領と橋本総理、二人

だけで長時間にわたって話し合いをされた、そういったことがインドネシアとIMFとの協議の進展にも大きく貢献したのではないかなというふう
に言われておるわけでありまして、さらにまた、
二月二十日の閣議決定に基づいて医薬品その他の
支援を別途行うということも決定をし、既に実行

に移されつつあるわけであります。

そういったことを通じて、インドネシアに対する我が国の懸命な支援の努力、これはインドネシア政府はもちろん、多くの国民もわかってきてお

るのではなからうか、こう思うわけでありま
す。が、今後とも、委員御指摘のように、日本の努力
というものが相手国で正しく評価される、そう
いったことになるように努力をしていく必要がある、
こういうふうに思っているところでございます。

○鴨下委員 終わります。

○村上委員長 次に、日野市朗君。

○日野委員 おはようございます。

IMFに対する増資が今問題になっているわけ
でございます。大蔵省あたりが得々として言う
と少し言葉が過ぎますか、誇らかに、これで出資
のシェアそれから投票権のシェア、単独に二位に
なるのでございます。こう言われるわけですね。
では、その単独で二位になるということが、IMF
の中で目に見える形ではどのように表現され
るのか、ちょっと教えてください。

〔委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席〕

○黒田政府委員 委員の御質問、私どもにとつて
も大変難しい課題を指摘されたというふうに思っ
ております。

すなわち、出資比率は確かに上昇いたしましたし
て、投票権シェアも五・五四%から六・一六%と
いうことでかなり大きく引き上げられます。米國
に次ぐ単独第二位になるわけでございます。日本
は、従来から単独でIMFの理事会に理事を選任
して送っておりまして、常時IMFの決定に参与
してきたわけでございますが、その理事の発言権
というものが最終的には投票で決まるわけござ
いまして、その際の投票権がこれだけ上がるとい
うことは、それだけの重みを持つてくるというこ
とでございます。

したがって、一体どういう形で具体的に我が
國がIMFの決定内容に貢献していくかという
ことは、我々としても大変重く受けとめておりま
して、幾つか当面する問題について我が國の貢献
をはっきりさせていくということが、そういうった
投票権、発言権の増大を生かしていくことになる
のではないかとこのように思っております。

まず第一が、今回のアジア通貨危機に見られま
すような、これは経常収支の赤字によって通貨危
機が起こるといふ従来型のものと全く異なってお
りまして、特に、財政収支の赤字、経常収支の赤
字という双子の赤字で危機が起こってきたラテン
アメリカ型の危機と全く違っております。いわ

ば資本収支型というべき新しいタイプの危機でござ
いまして、IMFの専務理事も二十一世紀型の
危機というふうに言っております。

そういう危機にどういうふうに対処するのか、
あるいはこれをどう未然に防止するのかという問
題、これは現在も議論されておりますが、恐らく
ここ一年ぐらいの間、最も重要な課題であるとい
うふうに思っております。この問題に対して、個
別に我が國としてアジアの通貨危機の収束のため
に資金的な貢献をしていくというだけではなく、
今申し上げたような形で、一体この新しい危機を
どう未然に予防し、それでも仮に起こった場合に
どういうふうに対処していくかということにつ
いて、できるだけ具体的な我が國としての考え方と
いうものを述べ、それが國際的に認知されるよう
に努力してまいりたいというふうに思っております。

そのやや前哨のような形でのあらわれといたし
まして、昨年の秋に合意されましたマニラ・フ
レームワークというのがございます。その第二回
会合が東京でございました。そこでも既に、タ
イ、韓国、インドネシアといった個別の國の問題
に対する対応ぶりだけではなくて、こういった新
しい資本収支に関する危機というもののについて一
体今後どうしていったらいいのかということ、ア
ジア諸國からさまざまな意見が出ておりますの
で、そういうった意見に十分耳を傾けながら、そう
いう意見ができるだけ集合して、IMFの理事
会、あるいはこれからございます暫定委員会等の
場で、一層重要な役割を果たしてまいりたい。そう
いう具体的な形で貢献することによって、まさに
増加した発言権の重みというものを生かしてまい
りたいというふうに思っております。

○日野委員 私が期待した以上に非常に深くお答
えいただいたので、私も後の質問で出てくるかな
と思つたところが出てしまいました。実は、今お
答えいただいたところを大臣に伺つて、大臣のお
覚悟のほどを示していただきたいかったです。

される可能性だつてあるんだということとは、そ
のとおりなのです。今韓国でこういうショック
がはやっているのだそうです。子供が母親にあめ
をねだつた、そうしたら母親はだめだと言つた、
IMFがだめだと言っているから、こういう冗談
があるのだそうです。そんなところまでIMFの
存在というのはかなり知られてきて、そして今そ
れがどのような規制を各國の財政にかけているか
ということを考えてみますと、そういう逆恨みと
いう場面もなくなはないと思うのです。

しかし私は、このIMFの中で、先ほどもう
既に話が出ておりますが、資本収支の危機という
ようなものを、特にアジアの地域でいかにこれを
未然に抑え、それからその危機が顕在化したとき
に、現在目の前にあらわれてきたときにどのよう
にそれに対処していくかということについては、
やはり同じアジアの國として、きちっとしたIMF
の政策、これに日本はしっかりとコミットし
ていってアドバイスをし、そこでの主導権をとる
というふうなことは必要なのではないか、こう思
うのです。

大臣、どうですか、そこらについてのお覚悟
は、IMFの中でIMFの政策に日本が強い影響
力を持つていくということは、シェア第二位に
なつたといつて喜んでいられるばかりではなくて、そ
ういう具体的な行動によつて裏づけられなければ
ならない、私はこう考えます。いかがでしょう。

○松永國務大臣 委員仰せのとおり、アジアのい
ろいろな國々からIMFによる支援とのかかわり
で日本が場合によつては逆恨みを受けるなどとい
う事態があつてはならぬことなものでありまして、
しかし、ある意味ではあり得ることだといふふう
に思います。それは、日本でもまだ残つておりま
すけれども、韓国、インドネシアも同じだと思
うのであります。経済活動の分野でも、やはり西
欧諸國とは違つた文化あるいはまた伝統があるわ
けであります。アジア的な、あるいは韓国ないし
はインドネシア的な慣行それからきたり、そう
いったものを一挙に変えるということとはなかな

難しいことだと思つておりますけれども、IMF
の側も、その國の実情をよく把握した上で、ス
ムーズにIMFのプログラムというものが具体的
に現実に実行できるような状況、そういうふう
に持つていかなければならぬ面が多々あるうかと
私は思います。

そこで、今回の増資で日本のIMFにおける発
言権が増大してきたわけでありまして、言う
なれば、アジア諸國の意見に日本みずから十分
に耳を傾けて、そしてIMFの理事会あるいは暫
定委員会等の場でアジア諸國の意見をくみ上げた
上で日本が発言をしていく、そういう役割とい
うものが日本に課せられる立場だろう。その立場に
基づく日本の役割というものを十分果たしてい
くように努力をしていかなければならぬというふう
に私は思つております。

○日野委員 アジアに対するIMFの政策、プロ
グラムと言つてもいいですかね。シナリオと言
つてもいいかもしれない。それらのシナリオ、これ
は私の感想ですが、特にインドネシアなんかを見
ておりますと、考えなければならぬ何か重要な
要素がちよつと落ちていたのではないかとこのよ
うな感じが実はいたしました。

今までも中南米や何かですつといろいろIMFが
活動してきた、そしてその実績を上げました。ア
ニエーランドなんかでもやつて実績を上げた。
それから、東欧諸國や何かでも今IMFの活
動は実績を上げています。しかし、考えてみる
と、アフリカなんかでは必ずしもうまくいって
いないと私は思ふのです。その点についての感想
は後でまた伺えればと思ひますが、同じようなこ
とがやはりアジアでもあるのだらうと思つてい
ます。

これはよく指摘をされているのですが、スハ
ト大統領が支援の合意文書にサインをする、それ
をIMFのカムドシュ専務理事が腕組みをしなが
ら傲然と見おろしているというふうな写真がば
つと出る。そうすると、これがインドネシアの國民
感情をえらく刺激するわけですよ。十八世紀です

か、ジャワのマタラムがオランダに屈服するときと同じようなシーン、そのシーンをインドネシアの人たちは脳裏に思い浮かべる。こういう状況が、つまらないことのようにだけれども、やはりその国民の持っている国民感情というふうなものを非常に刺激をする。

また、韓国に対する支援があんなにおくれているというの、やはり韓国の国民の持つ誇り高さといえます。特に韓国はOECDに加盟したばかりです。そして、もはや我々は発展途上国ではないのだ、私はずっと前から発展途上国なんかではない、こう思っていますけれども、そう言いつて、さあ、これからさらに発展しようというときに通貨危機に遭遇するということになる、韓国としてはIMFに助けてくれと言わなければならない。しかし、だれかがこれを言ってやらなければならないのです。

こういった事態、こういったいろいろな国民の感情、文化、そういったものを我々は忘れて、今まで成功してきたというIMFの、言うなればこれは西欧的な、欧米的な言ってもいいでしょう、か、そういった手法のシナリオがずっと用意されているわけですが、私はそれに何か大きなものが欠けているような気がしてならない、こんなふうに思いますが、いかがでしょう。

○黒田政府委員 まず、私の方から、ただいま委員御指摘の点について、具体的なインドネシアの例に沿ってお話を申し上げたいと思いますが、確かに、インドネシアのIMFプログラムは、昨年合意された後、最近に至るまで必ずしも所期どおりの成果を上げませんでした。そうした中で実は幾つかの問題が起り、既に修正されたものもございます。

一つは、例えば、昨年インドネシアの場合には金融機関の問題があるということで十六の銀行を閉鎖したわけがございます。ただ、閉鎖した際に預金の全額を保護しなかったものだから、その後、金融機関の一種の取りつきのようものが起りまして、何百とある民間の金融機関から国営

の金融機関へあるいは外国の金融機関へ預金が入り込んでしまおうというところで、大変な貸し渋りあるいは金融システムの機能しない状況が起りましてしまったということがございます。

これは、金融機関の問題につきましてはIMFも十分認識しており、各地でいろいろなプログラムの際に、金融機関を閉鎖する際に預金の全額を保護するということは必ずしもしていないわけでございますが、インドネシアの場合に同じようなことをやったところ、大変な預金シフトが起り、問題をむしろ悪化させてしまったということがございまして、これは、既に一月の段階でIMFとインドネシアと話し合いを行いました。その後、銀行の預金はすべて全額政府が保証する、保証するという政策を取りまして、そういった預金シフトあるいは取りつきの騒ぎ的なものは終息したわけでございます。

これなども、ほかの国、地域で成功した手法が、アジア、特にインドネシアで必ずしも成功しなかったという例かと思えます。ちなみに、タイ及び韓国では、初めから両国政府が非常に強く主張したこともございまして、銀行の預金は全額政府が保証するという政策をとっておりましたために、金融機関に対する取りつきの騒ぎのようなものは結局起こらなかったわけでございます。

それから、もう一つございまして、インドネシアについて構造改革という中でたぐさんの問題が指摘されているわけですが、食糧の専売というものを従来やっております。これを米だけに限定して、その他すべての食糧の専売を廃止するということをインドネシア政府と話し当の計画に入れたわけでございますが、その後、ルビアの大幅な下落の中で食料品価格が高騰する、あるいは一万六千とも七千とも言われている島国でございますので、そういったところへの食糧の供給が十分に行かなくなるのではないかと懸念が生じてまいりました。現在、インドネシア側とIMF側とで話し合っております中に、この食糧の専売を、もちろん長期的にはこれも自由化していくという

ことはインドネシア政府も合意しているわけでございますが、当面どういったスケジュールでこれを段階的に実施していくかというところについて話を進めています。これなども、事前には、一万六千、七千という島国で、しかも人口の四分の一ぐらいにいろいろな僻地に住んでいるというインドネシアの実情が、そのプログラム策定のときにこのインドネシアの状況が必ずしも入っていないなかつたのではないかとというふうなことで言われている状況でございます。

したがって、御指摘のように、IMFのプログラムというのは基本的に国の経済金融状況が問題を生じたところに適用されるものでございまして、ただでさえ難しいわけでございますが、特にアジアの場合に、その歴史的、地理的な状況というものを十分踏まえてプログラムを策定していかなければならない、それを我が国としても側面からできるだけサポートしていかなければならないというふうな存じている次第でございます。

○日野委員 インドネシア経済なんかは話し始めると非常に興味を引くものですから、深入りするに困りますから、余り深入りしないようにします。

ただ、IMFのプログラムの中で一つ誤算があったというのは、タイのバツのドルとのベッグ制というものがこれほど面白いものだったというところにはちょっと思い至らぬところがあつた。特にタイ国内での経済のファンダメンタルズを言え、悪くないわけですよ。失業率だって、それから貯蓄だって、インフレだって、そういったファンダメンタルズを構成する要素を見れば、悪くない。それがあつたという間に赤字を積み重ねていってバツが低落していきまして、それが今度はインドネシアにばあつと飛び火をするというところ、その恐ろしさがあるわけですよ。

しかも、そのインドネシアのお金なんというのは決してインドネシアの国内にあるのではなくて、それはシンガポールにあるわけですから、そういった特殊性。それから、経済があらかたオー

バーシーズ・チャイニーズと言われる人たちに握られているわけですね。そういった特殊性というもの。これは、よくその地域を知っていて、その地域における経済運営のノウハウをよく知っている人たちがきちんとした発言をしていかなければいけないだろうと私は思うのです。

まあ、こんなところまで考えれば、おまえさん考え過ぎよと言われるかもしれないけれども、あのスカルノ大統領からスハルトにかわつていったとき、いわゆる革命のときですね。中国人の大虐殺が起つて、そして中国が軍艦をインドネシアの領海内に派遣するというような事態が起きた。それから、現在のインドネシアにおける暴動ですか、ライオットはまあ大したことはないと言いますが、いや、実際は相当ひどいものなんだと言っている人もいます。経済政策いかなんでは軍が経済政策をめぐって二つに割れて内戦なんというまことに不吉な予感を語る人もいるわけですし、こういったことを避けることは日本の国益にとっても非常に大事なことであると同時に、これからのアジアとしての経済圏をきちっと維持していくために、IMF、これは私はIMFだけではいけないと思うんだ、IMFの中でも日本はきちんとした役割を果たしていかなければならないというふうに思っています。決して、シェア第二位、これをモディファイアとして、形容する言葉として使うのではなくて、その実質を私は求めたい。実質的な活動、それをIMFの中でも求めたいと思います。

大臣、いかがですか。

○松永国務大臣 委員仰せのとおり、IMFの中の日本の発言権が増大してきたということは、アジア地域における危機の克服、通貨の安定のために、先ほど申し上げましたけれども、アジアの国々の意見を十分酌み取って、そしてIMFの場でアジア地域の国々のことを代弁するような形でしっかりと発言をしていく、そういう立場をとらなければならぬというふうに私は思います。

同時にまた、アジアの国々が経済が順調になっ

てくるということが、これは日本の経済にとつても大変重要なかわりのあることでありますから、その意味でも、アジアの地域の国々が通貨が安定し、経済が安定するというのが日本にとつても大きな利益になるわけでありまして、そういったことで、アジア地域の経済の安定のために今後とも日本は応分の努力あるいは支援、こういったものを行っていくことが極めて大切だといふふうに思っております。

○日野委員 問題をアジアからちょっと全世界的な規模に広げて考えてみたいんですが、私は非常に疑問に思っていることが一つあります。IMFは投機的なマネーの動きに対して何をやっているんだという思いなんです。

今度のアジアの危機でも、ヘッジファンドと言われるものが活躍をいたしました。あれはマハティールさんですか、のろいの言葉をそれこそヘッジファンドに対して浴びせているわけですね。私が驚いたのは、このヘッジファンドの人たちというのはあくまでも日陰でやっているかと思つたら、今度は、韓国あたりでは堂々と大統領と会つたりしているわけです。これは、ヘッジファンドが市民権を得たのかね、いつ、だれがそんなふうにしたんだ、私はこんなふう思っている一人なんです。

IMFの中でこういった国際的な投機、暴力的な投機が行われるのに対して、IMFとしてはどういうふうな手が打てるのか。もし日本でそれに対して手を打つというのを考えているのなら、ぜひそれは聞かしていただきたい。

実は私は怖いんですよ。アメリカはあんなに株が高いでしょう。あれが正常な形なのかどうかという点に対しては、これはいろいろの見解があります。私は疑問を持つ一人です。ああいうところにヘッジファンドの動きが入っていったら大変だなと、それは非常に私は心配しますよ。そのほかにも、いろいろ今までのニュージランドだってメキシコだってやはり彼らにかなりかき回された。今度タイなんかかき回されたことは間違いないです。そういった国際的な投機、これに対する考え方を聞かしてください。

今までは実物経済で来たけれども、今は、その実物の価値の移動を伴わない金、マネーが経済を動かす、そういう動きはどういうものかと私は思っているわけですが、ひとつ、大蔵省の方で何か考えていることがあったら聞かしてください。

○黒田政府委員 御指摘のヘッジファンド、あるいはいろいろな形で短期資金の移動が今回の通貨危機にかなりの影響を持ったのではないかと、これは幅広く言われておりまして、実は、今委員の御指摘の中にありましたようなマハティール・マレーシア首相の問題提起もございまして、IMFの中でもこの問題についての議論が行われております。

まだ十分この議論が煮詰まったわけではございませんので、議論の途上ということをお願いいたします。今度のアジアの通貨危機の中でヘッジファンドの役割というものがあつたということは認められるわけでございますけれども、量的なものをずっとつてまいりますと、ヘッジファンドの金額というのは、トータルで国際資本移動の中では必ずしも大きなものになってまいりません。それは、短期資金あるいは長期資金、委員御案内のように、特に短期資金の場合は国際的な銀行の貸し出しというものが非常に巨額に上っております。それから、長期資金になりますと、直接投資というものが相当あるわけでございます。これらはヘッジファンドが直接には行つておられないものでございまして、したがって、量的に見ますと、必ずしもヘッジファンドが今回の通貨危機を大きく深刻化させたという統計的な証拠というものはなかなか見当たらないわけでございます。

しかし、御案内のとおり、タイの場合もインドネシアの場合もまた韓国の場合も、それから、IMFのプログラムを要請するようなことにはなつておりませんが、マレーシアその他の東南

アジア諸国の場合も、いろいろな重要な時期にヘッジファンドの動きが見られたということは、これは新聞報道等もされているわけでございます。確かに重要な時期に決定的な影響を与えた可能性というのはまだ残つておるわけでございます。さらに今後検討していく必要があるというふうに思っております。

そこで、こういう問題に対する対処の仕方という点になりますと、先日の東京で開かれました第二回のマニラ・フレームワーク会合でも合意された点でございますが、短期的な資本移動の状況を監視する、モニターするということの必要性、これは途上国、先進国、またアジアのいわゆるエマージングエコノミーと言われる国々も一致しているわけでございます。これはIMFも一致しておりますので、今後の経済のサーベイランスの場合には必ず短期的な資本移動の状況を見ていくということになるかと思ひます。

そこで、第二段階で、それではそういうモニターした結果に応じてどういった措置をとるかという点になりますと、ここで若干意見が分かれるわけでございます。措置ということになりますと、短期資金の受け入れ側、アジア諸国とかそういう国について、受け入れられている銀行あるいは企業の外貨資金の取り入れ状況をモニターした上で何らかの措置をそういう国がとるかということになるわけでございます。昔風の為替管理というものはなかなか現在では有効でないという議論が強くなつておまして、むしろ、銀行や企業に対するいわゆるブルデンシャルなという、過度のリスクを負わせないような形に規制をするというふうなことは、現に銀行については行われておりますし、一般の企業についても外貨資金繰りについてはそういうことを検討してはどうかという意見が、そういう資金の受け入れ側という観点としてはございまして、これはある程度、今後とも前向きに検討されていく可能性があると思ひます。

問題は、資金の出し手側、つまりヘッジファンド等がある方でヘッジファンド等について何らか

の規制ができるかどうかということでございまして、これについては、これまでのところ非常に悲観的というか、消極的な意見が多いわけでございます。

と申しますのは、銀行の場合ですと、銀行はどの国でも免許業務でございますし、銀行監督がございまして、銀行のリスクのとり方については厳しい規制がございまして、ところが、ヘッジファンド、その他のファンドというものはいざ任意に、個人でも企業でも自由につくって、自由なところからどんなものにも、どんな場所にも投資するといふものでございまして、基本的に規制が難しいという点、どこかの国でありますと、規制のないところ、どこかの国でございまして、そこから投資するということになりかねないということ、出し手側の銀行の規制についてはBIS等を通じて、非常に厳しい規制が現在もかかつておりまして、今後その改善については十分議論されていくと思ひますが、事ヘッジファンドについては出し手側で何らかの規制をするということについては、これまでのところ消極的な意見が強いというのが現状でございます。

私どもとしては、確かに、規制というものをヘッジファンド等に直接かけるということは非常に難しいと思ひますが、唯一あり得るというのか、合理的なものとして我々も考えておりますし、そういうことを検討してはどうかと思つております。これは、出し手側のそういうところの情報をディスクローズする、どういうポジションをとっているのか、どういう通貨投機をしているのかという点についてのデータを何らかの形でディスクローズさせられないかどうか、そういうことによつて危険を防止できないか、これは検討に値するのではないかと、いふふうに考えております。

○日野委員 こういう議論もぜひIMFの中で私はきちっとやってもらいたいし、これは日本がぜひともイニシアチブをとってもらいたいと思ひます。といいますのは、今、日本というのは非常に

あると思います。

一つは輸出入でございまして、我が国からの輸出は三割五分、三五％から四〇％ぐらい既にもう円建てになっておりますが、輸入は二割ぐらいしか円建てになっておりません。円建て以外はほぼすべてドル建てだということふうにお考えになっていいかと思いますが、このことは何を意味しているかと申しますと、我が国の企業は外国に輸出する場合には円建てで輸出する場合が多いわけですので、相手国に円で払ってください、こう言うわけです。ところが、相手から輸入してこちらが払うときはドルで払うということで、相手国、特に貿易の非常に重要な地位を占めておりますアジア諸

も円が入ってこない。円を払おうとするといわ
けですので、ドルで調達して円に転換してやる
ということになりますと為替リスクが生じます。そ
れから、円を借りればまた為替リスクが生ずると
いうことで、我が国の貿易が輸出と輸入と両々相
まって円建て化が進んでいかなくて、輸出だけ
円建て化が急速に進んでおります。

実は、二十年も前ですと輸出の円建て比率とい
うのは非常に低かったのですが、さっき申し上げ
たように最近は何割近くなっている。輸入の方は
円建て化が遅々として進んでいない。二割ぐら
い。これは、過去ずっと円高傾向があったもので

すから企業としては輸出は円建てで輸入はドル建てでという性向が強かった。それから、輸入品にいわゆるコモディティーがあつて、これらはどうしてもドル建てで取引されているということがあつたと思いますが、こういうった貿易面で円を相手に供給することがないということですと、どうしても相手側に円不足、円リスクを回避したいというところになつてしまふということが第一点でございます。

もう一つは、円の資金を調達したりあるいは運用したりする東京市場がどれほど利便性があつたかということでございます。今回の為替管理の抜本的な自由化によつて何がしかの貢献ができるのか

と思ひますが、今後ともさらに、短期金融市場の整備とかあるいは東京市場への資金調達の環境をもっとよくするといったことを通じて、円を調達あるいは運用する面での利便性を高めていかなければ、これもなかなか円国際化につながっていかない。

今申し上げた貿易面と資本の調達、運用面、両方の面で我々としてもさらなる努力が必要なのではないかというふうに思っております。

○日野委員 時間が来ましたので、終わります。

○浜田委員 委員長代理 次に、北協保之君。

○北協委員 民友連の北協保之でございます。日野委員に続いて質問をいたします。

昨四月二日の株価とそれから円の動向を見てみますと、株価については日経平均で一万五千七百二十円九十銭、五百三十八円七十六銭安で一万六千円を割り込んでおります。そしてまた円の方も、百三十三円八十六銭というところで円安が進行しており、日本の経済状況はますます厳しい状況になっております。国内景気の立て直しということが急務であることは言うまでもありませんが、このことはアジア経済や世界経済に対する日本の責任でもある、こういう認識のもとで、今回提出されておりますIMF増資のための法律の改正案について質問をいたします。

まず第一に、今度の第十一増資は四五%の増資規模になっているということで、現行、日本円でいえば約二十五兆円であるものを約三十六兆円に増資をするということでございます。ただいまの大臣の説明にも、世界経済の拡大に際して資金基盤を強化する必要がある、そういうことでIMFの決議がなされている、こういう説明がございましたが、しからば、この四五%の増資、そして約三十六兆円にするということの数字の根拠、なぜそれだけの規模が必要なのか、このことについて説明をいただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 議論の経過を御説明いたしますと、御案内のとおり、IMF協定では、基本的に五年ごとにIMFのクォータを見直すということ

になっております。前回の見直しというのが、実は実際に発効いたしましたのは一九九二年でございます。五年の期間というのは一応決まっておりますけれども、時々短くなったり長くなったりしておりますので若干期間がずれておりますけれども、いづれにせよ、前回、一九九二年に発効いたしました増資の際には、実は五割の増資を行っております。その後、現在に至るまでの期間の経済規模の増加あるいは資本取引その他いろいろな状況が変わっておりますが、一定の計算方式で計算いたしますと、約六五%ぐらい増資することが一定の程度で望まれるという結果が出たわけでございます。

しかしながら、各国ともいろいろな経済状況もございまして、それから、実はクォータの場合には、トータル額も大変重要でございますが、クォータのシェアの調整というものも必要になります。そういったことも、我が国のようにシェアが高まる国もございまして、米国のようにシェアが下がる国もございまして、米国のほかの国のようにシェアが低下する国もあるということ、実際にクォータの増加、増資に対してはさまざまな各国の利害が絡みまして、いろいろな議論の中で、結局四五%、これは前回の五%よりも若干低いわけでございますが、そういう数字になったわけでございます。

過去ずっとさかのぼって見ますと、三五%程度の増資であったり、あるいは三〇%程度の増資であったりしたこともございまして、過去の平均的な増資の状況を見ますと、おおむね五割前後ということが多いわけでございます。

先ほど申し上げたように、単純な計算だけでいくと実は六五%ぐらい増資することが望ましいわけですが、さまざまな交渉の中で最低限四五%は必要だということで、昨年の秋の香港におけるIMF総会で百八十カ国ほどの加盟国の間で合意が成立して、四五%の増資になったというふうに承知しております。

○北協委員 この件は、国際的に決定されたことではあります、政府としては日本国に戻って国

会に対して説明する責任を負っていると思ひますので、そういう意味でお尋ねをしているわけでございます。

今の答弁でちょっとよくわからなかったのは、単純な計算でいくと総額は六五%の増が望ましいというところが一ベースにあるということではないか、その単純な計算というのとはどういうことなのか、本当に端的で短くて結構でございますから、どういう要素を盛り込んでの単純な計算ということなのか、ちょっと説明いただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 これは、IMFが発足した際、ブレトンウッズ会議というのがございましたが、そこで採択されたブレトンウッズ・フォーミュラという計算式がございまして、それによりまして、各国のGNPあるいはGDP、輸出額の変動あるいは貿易規模、外貨準備などを考慮に入れた算式で計算するものでございます。

○北協委員 次に、今回の増資が発効するためには出資総額の八五%を有する加盟国の同意が必要であるということでございますが、この必要加盟国の同意が得られる見通し、どの程度の期間を要するとお考えなのか、教えていただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 八五%多数決が増資については必要ということになっております。今回もそうでございます。

そういった見ますと、実は決定的に重要なのが米国の動きでございます。米国は、出資シェアが一七%程度でございまして一五%を超えておりますので、米国一国が増資に同意しなければ増資全体が発効しないということになります。ちなみに、米国以外の国も固まって一五%以上反対が出ればもちろん発効しないことになってしまいますけれども、過去の例を見ますと、ほとんどの国がかなり早急に増資に同意をいたしますが、米国が、いつもと言うと失礼ですが、しばしば同意がおくれるというところで増資がおくれることが過去にあったわけでございます。

そこで、最近の米国の議会の動向を見てみますと、最近のアジア通貨情勢にかんがみて米政府が強く議会にこの増資の早急な同意を働きかけたこともあったかと思ひますけれども、既に上院では、このIMF増資を含む九八年度補正歳出法案が本会議で成立をいたしております。それから、下院でも、担当委員会では議決が行われたわけでございますが、下院の本会議ではまだ議決が行われておりません。

したがって、米国の議会の見通しが一番重要でございますが、それについて確たることを申し上げることはできないわけでございますけれども、最近のアジア状況等にかんがみますと、できるだけ早く、同意通告期限までに増資の発効に必要な加盟国の同意が得られることを強く期待してゐるところでございます。

○北協委員 今回の増資で、日本は今度単独シェア二位ということになるわけですから、ただいまでも二位ではあるということですが、そのシェアに応じた発言権を確保し、かつ、それを活用していかなければいけないというふうに思ひます。

そういう意味で、現実において日本は、IMFの意思決定と運営において出資額にふさわしい影響力を発揮しているかどうか、今回のアジア危機に関するIMFのプログラム策定に当たったことのようにその影響力を行使できたのか、このことをお聞きしたいのですが、これは、タイとか韓国、インドネシア、それぞれにプログラムの内容に沿ってお答えをいたさんと大変な時間になってしましますから、プログラム決定に当たって日本政府として特に重要な点と考へたことはどういふことであつて、それがどのように具体的プログラムに盛り込まれているか、その例というふうなことでも結構ですから、手短にお答えいただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 御指摘の点につきまして、まず手続的な話で申し上げますと、実はIMFの理事会がすべての決定を行うわけですが、その理事会のメンバーとして、日本だけではなくて、中国

あるいは東南アジア諸国の理事も出ておりますので、そういったアジア諸国関係の理事が常に非公式の会合を行っておりまして、その中でタイ、インドネシア、韓国などに対するプログラムについてできるだけ意見のすり合わせを行い、IMF理事会あるいはIMF当局に強く働きかけを行うというところを行っております。

一番典型的に申し上げますと、財政政策、金融政策、構造政策とあるわけでございますが、金融政策につきましては、アジア諸国もまたIMFも基本的な考えは一致しております、為替が下落する時にはやはり金融の引き締めというのほううしても必要であるということでございます。

問題は財政政策でございます。アジア諸国は、すべてこの三カ国とも過去ずっと財政は赤字でございました。通貨危機のもとで景気が悪くなり、財政が赤字に転落しているわけでございますが、そういったときにさらに財政をどこまで引き締める必要があるのかという点について、日本といいたしまして特にアジア諸国とともに、一時的な、つまり多くの先進国やラテンアメリカのようにずっと財政赤字が続いている国については、財政赤字のできるだけ早い圧縮が必要なのわけですが、これからアジア諸国のようにずっと赤字が続いている国については、一時的な財政赤字というのは容認していかるべきではないかという考え方をかなり述べておりまして、具体的に、タイ、韓国、さらにインドネシアについて、いずれもそういった形で、特にレビューの際に現実的な財政収支ターゲットに改定するような形で努力を行ってまいりました。

構造問題につきましては、やはり各国の実情に合った形にするべきだということで、それぞれ、日本のみならずアジア諸国の理事は、そういった国々に対する実情を踏まえたアドバイスはIMFに對してしてきたわけでございます。

○北協委員 次に、アジア経済危機の日本への影響のことについてお尋ねしたいと思います。

まず第一に、日本の景気が現在のアジア経済危機によってもっと悪くなるのではないかと、いう心配なんです、経済企画庁の試算でも、九八年度の成長率がアジア経済危機によって〇・五％程度押し下げられるという見通しがあります、先日発表されました日銀短観でも、九八年度上期の輸出の売り上げがマイナスになる。これは、日銀の話でも、アジアの危機が要因になっているのであるというふうな話が出ております。そうなる

と、日本からの輸出が減少し、輸入がふえる、したがって、外需の成長寄与度が低下して対アジア向け貿易の黒字も大幅に縮小してくるだろうということがあります。それからもう一つは、邦銀のアジア向けの融資、これが一部不良債権化して国内の貸し出し能力低下という形ではね返ってくるのではないか。

こういふことから、現在のアジア経済危機が日本の景気に対して悪影響を及ぼしていく、もって悪くなってくるというように見通されるところなんです、この点についての政府の見解をお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 委員御指摘のように、昨年夏以降起こったアジアの通貨危機というものが日本にも大きな影響を及ぼしたことは事実だろうと思っております。そして、その後起こった日本国内の大型金融機関の破綻等、これによって企業家のマインドもあるいは消費者のマインドも著しく低下をしてきた、それが日本の景気を悪くすることに大変な影響があったのだ、こういうふうに思っております。

アジアの地域が通貨の危機を通じて経済が悪くなつてまいりますという、我が国のアジア地域に対する輸出が減少する、あるいは現地に進出している企業の収益が悪化する、こういったことと日本の経済に少なからざる影響を及ぼしております。

そこで、我が国としては、こうしたアジア地域の通貨・金融危機を乗り越えるために、IMFを中心とする国際的な支援の枠組みの中で積極的な支援を実施しているところでありますが、今後とも関係各国及びIMF、世界銀行、アジア開発銀行等々の国際機関とも密接に連携しながら適切に対処していかねばならぬ、そしてアジアの経済が立ち直ることが日本の景気の回復にも大きな影響があるわけでありまして、そういう点をしっかりとやっていかねばならぬ、こう思っております。

○北協委員 また、日銀短観について触れたいと思うのですが、この短観を見ると、日本が本格的なデフレになるのではないかと懸念が表面化してきているというふうな印象があります。例えば、業況判断指数、いわゆるDIを見ても、主要企業の製造業を見るとマイナス三というところで大変なマイナスの見通しになっております。もはや景気の腰折れがこの日銀短観のいろいろな数値によって裏づけられているのではないかと、そういうふうな印象があります。

そのほかのところを見ても、例えば非製造業の九八年度の売上計画を見ると、もう年度当初の売上計画からマイナスになっていくわけですね。売上げがマイナスだ。それから、主要製造業の製品価格が下落する上昇するかどうかというのを差し引きで見れば、下落するという見通しをしている。これは、売上げが下がる、そして価格も下がるという見通しになっている。昨年来消費の低迷ということがありますから消費の減少があり、それが企業の売り上げの減少、そして生産の縮小につながり、そして設備の冷え込み、雇用がまた過剰であつて雇用の削減ということにつながる、そしてそれがまた企業収益や家計所得の減少につながる、そして物価下落になる、経済規模が縮小していく、こういう循環があらわれてきているのではないかと思います。

まさにこれはデフレということだと思ふのです、そこにまた一つ対外的な要因としていえば、アジアの通貨危機で通貨引き下げ競争みたいなこととに一時性的になっておりますから、アジアの製品が安値で日本に輸出されてきて日本の物価をさらに引き下げる、こういう要因もあると思ふのです。

ですから、まさに日本の今の経済というのはデフレが現実化しつつあるということだと思ふのですが、この点について政府の見解をお聞きします。

○松永国務大臣 日銀短観が非常に厳しい数字として出たことは御指摘のとおりであります、これを見ると、我が国の企業、中小企業も含めて景況感が大変厳しいものになってきているというところは、あの短観によって認めざるを得ない状況であります、しかし、さればとて、日本の経済全体にデフレ圧力がかかっているという状況にはないというふうな思ふわけです。

結局、政府としてもいろいろな手は打ってまいりました。まず、去年の秋深まってからの金融不安、我が国の金融システムについての内外の信認の低下、こういったものを克服するために金融安定緊急措置法を成立させていた、まず金融不安の解消に努めたところでありますが、これからもうこの点については大事なことでありますのでしっかりと対応していかねばならぬ、こう思っております。

同時にまた、補正予算を成立させていただき、それに基いて公共事業、合計二兆五千億の追加措置等をやったわけであります。そして、平成十年度の予算の成立が間もなく期待できるわけですが、成立をしたならば速やかに十年度予算の執行に移る、こういったことを通じて景気の回復に向けての努力をしっかりとやっていかねばならぬ、こう思っております。

一方、与党の方で十六兆円の経済規模の対策を打ち出しておられるわけでありまして、これは与党の決定事項であります、これから与党関係者の意見をさらによく聞きまして検討を加えて、どういう手を打つべきか、これからの検討課題だ、こう受けとめておられるわけでありまして、そうしたことも含めて適切な対応策を打って、そして景気の厳しい状態を早く乗り越えることができるように努力をしていかねばならぬ、こう

思っておるところでございます。

○北脇委員 経済の現況の判断ということについては、感覚的なことではなくて、やはりいろいろな調査統計、そういう数字に基づいて判断していかねばいけないと思います。そのことがバブル以来の日本の経済運営についての大きな反省点だと思っております。そのことはしっかり受けとめていただきたいと思っております。

そういう点でいうと、デフレの心配ということについて、もう既に売上計画がマイナスに転じているとか、製品価格の見通しについても下がっていくという見通しを持っている人が多い。加えて、この委員会でも何度も出ていることですから繰り返す言ひではないのですが、経済を引っ張るそれぞれの要因についても、個人消費はもう低迷し放しですし、あと設備投資も在庫増ということがあり非常に冷え込んでいます。そういうことが所得、雇用環境の悪化にもつながってきているということですから、当然企業の収益の見通しも悪化してきているということ、悪い方へ悪い方へと循環しているわけですね。どれも数字に出てくることですから、それを否定することはできないというふうに思います。

そこで、今大臣、十六兆円の与党の経済対策のことをおっしゃいました。日銀短観の時点ではまだ十六兆円という話は出ていなかったと思うのですが、昨日の株とか円の動向、これはもう既に十六兆円ということを経り込んだ上で株価は一萬六千円を割り込んでいます。円安傾向も進行しているということですから、十六兆円という与党段階の案についてはマーケットは反応している、評価していないということだと思っております。

そこで、大臣にもう一度お尋ねいたします。今の非常な経済状況の悪化、これはいろいろな見解の幅はあると思いますが、デフレの懸念が非常にあります。そういう中で十六兆円という金額だけではもうてこ入れになっていない。では、それを踏まえて、政府としては、与党提案を受けてどういう中身でどういう対策を講じていけばこのデフレ

のトレンドを反転させていくことができると思うのか、その対策をお尋ねしたいと思います。

○松永国務大臣 先ほども申し上げましたように、与党の方で景気対策についての方針は決まっておられるわけでありまして、私もこれを重く受けとめなければならぬ、こう思っております。一方、参議院で現在十年度の予算の審議をいたしているところでございますので、その予算の成立した後にいよいよどういふ手を打つべきかということ、これは、与党の決定事項を踏まえてさらに検討を加えて、そして対応策を考えていかなければならぬ、こう思っているところでございます。

○北脇委員 予算成立後ということ、たびたび繰り返す言ひがもう手おくれになってしまいが、そのこと自体がもう手おくれになってしまいが、政府は、財政構造改革法に基づく緊縮予算という足かせがあつて、それとつじつま合わせというところでやられておられるとは思いますが、本場に日本経済、日本の国民、そして世界の経済のことを考えると、そういった、何というのでしょうか、足かせというふうなものにとらわれることが結果的にマイナスをもたらすということが大変懸念するところでございます。

それからもう一つ、アジア経済の関連でお尋ねしたいのですが、アジア危機によって日本の銀行がアジアに貸し込んでいたものの回収がどうなってくるのか、そのことが日本の金融システムの安定にまた悪影響を及ぼすのではないかと、こういう心配があります。報道されているところによれば、格付機関であるスタンダード・アンド・プアーズの発表によれば、日本の銀行の信用度について、アジア諸国向けの貸し出しから多額の損失が発生する可能性があり、不良資産問題はさらに悪化する、こう見ているというふうな発表もされております。

この点について、今、日本の銀行はアジアの金融危機が発生している国にどの程度の額の貸し出しをしているのか、そしてその回収の見通しにつ

いてはどのように見ているのか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○黒田政府委員 委員御指摘の、現在、通貨危機が生じている国に対する邦銀の貸し付けがどの程度かということでございますが、具体的に、タイ、インドネシア、韓国、この三カ国に対する邦銀の貸付残高は八百四十六億ドルとなっております。具体的に申し上げますと、タイに対して三百七十七億ドル、インドネシアに対して二百三十二億ドル、韓国に対して二百三十七億ドルでございます。これは、昨年の六月の段階の数字でございます。まして、BISが発表しております最新の統計でございます。恐らく、韓国に対しての邦銀の貸出残高は若干これよりも減っている可能性がございますが、いずれにいたしましても相当な大きな金額であることは事実でございます。

このうち、特に韓国につきましては、国際銀行団と韓国側との間で合意が成立をいたしまして、現在、その貸し出しについて、返済期限を延ばす、長くした形の新しい貸し出しに切りかえていっております。順調に進んでいるところでございします。既に韓国は、そういうことも踏まえまして新しく国際資本市場で資金を調達するというところまで復帰してきております。韓国の金融情勢はかなり改善を見っております。もちろん、経済自体はまだ大変な不況に陥っておりますので、経済構造調整はまだ時間がかかると思いますが、金融問題については相当な改善を見られておりました。韓国に対する邦銀の債権については、今のところそう大きく心配する必要はないというふうに見ております。

タイにつきましても、これは韓国の場合のような、G7諸国でそれぞれの銀行を説得してロールオーバーをしてもらうとか、あるいは貸出期限を延ばしてもらおうというふうなことをせずに、全く自立的、自主的にしているわけでございますが、その中でも邦銀は自主的に債権のロールオーバーをしております。ということは、タイにおける債権について今後とも、特に日系企業の進出が多い

わけでございます。そういうところを中心に貸し付けをしておられることもございまして、比較的大きな危険が現在あるということにはなっておりません。ちなみに、タイで非常に問題になりました、五十六閉鎖されることになりましたファイナンスカンパニーというノンバンクがございしますが、そういうところに対する邦銀の債権はほとんどございしません。

問題はインドネシアでございます。金融情勢はまだ依然として極めて不透明な状況でございます。特にインドネシアの場合は、相手側が銀行ではなくて一般企業でございますので、その業態、経営状況その他さまざまでございます。しかもルピアが非常に下落しておりますので、それらの企業が返済できないような状況に陥っているというところがございますので、そういうインドネシアの地元企業に対する部分については非常に問題を含んでおります。ただ、二百三十二億ドルすべてが地元企業に対するものというのではなくて、日系企業に対するものとかあるいは別途保証を受けて貸しているもの等もございします。インドネシアに対する二百三十二億ドルが直ちにすべて不良債権化するということではないと思ひますが、このうちの一定部分が不良債権化する危険性があるというところは事実でございます。

○北脇委員 今のインドネシアの二百三十二億ドルというのは円に換算すると、直ちに正確な計算はできませんが、二兆円というふうな規模の金額ですから、そのことがやはり日本の銀行の不良資産問題、これに大きな影響があるということだと思ひます。

次に、幾つかお聞きする予定のあったこともありますが、時間の関係で、同僚の日野議員が質問をいたしましたので、最後にちょっとお尋ねをしたいと思ひます。アジアの経済危機に対する日本の責任をどうやって果たしていくかということなんですが、これもまたいろいろ報道されているところによると、アメリカの通商代表部、USTRのフィッ

シャー次席代表というのが、アジア経済危機における日本の行動について大要対応が貧弱だという評価をインタビューで述べております。

このUSTRの次席代表が言っていることは、日本の経済の刺激が不十分であるし、また外国製品の購入という点でも進んでいない、日本の景気をよくする、それだけではなくて、それと同時に規制緩和をして市場開放を進めることで外国製品の輸入をふやしていく、そのことがアジア経済危機の対策にもなっていく、アジアの諸国の輸出品の受け皿として日本市場を開放し、規制緩和をしていく、これを求めているということですが、このような米国からの評価について日本政府としてはどのようにお考えになつておられるかをお聞きしたいと思います。

私も、外国でどう言っているということを引き合いに出して、そのことを材料にしていこうというのは余り適切なことではないというふうに思っておりますので、それは申し添えたいと思うのですが、ただ、いずれにしても世界経済の中の日本経済ですから、こういう米国の要人の指摘があるところがあるならば反論する、そういう対応が必要だと思つたので、今のところについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○黒田政府委員 USTRの方がどういうコンテキストで発言されたのか必ずしも存じませんが、私もどもとして次のことが言えるのではないかと、うふうに思っております。

まず第一に、アジアの金融・通貨危機への対応ということになりますと、どうしてもIMFを中心とする国際的な支援の枠組みの中で対応するということになるわけですが、その際に、御案内のとおり、タイにつきましてもインドネシアにつきましても韓国につきましても、関係国中最大規模の金融支援を行つておりますし、さらに、去年二月二十日に閣議決定いたしました東南アジア経済安定化に資するための緊急対策についても着実に実施しているわけでございます。

次に、これまでも御質問がございましたように、アジアのこれら諸国に対するIMFのプログラムの作成、あるいはそういう国に対するいろいろな支援の取りまとめ等につきまして、側面からIMFを支援する、あるいはIMFに働きかけるということを行つておりますし、また同時に、それらの国々に直接出向きまして、それらの国々の要請、要望を踏まえた対応をとつておるわけでございます。最も顕著な例が先月の総理のインドネシア訪問ということでございます。IMFとインドネシア政府が新しいプログラムについて早期に合意に向けて今最終段階に入つておると聞いておりますけれども、そういうふうに向かう上でこれが非常に大きく貢献したというふうに考えております。

さらに、委員御指摘のとおり、我が国の経済の東南アジア経済に対する影響というものも大きいわけでございますので、当然のことながら、我が国経済が内需中心で成長するということが非常に重要でございます。

ただ、これは必ずしもアメリカの方自身がよく御存じないわけでございますが、韓国との貿易の最大の相手国は日本ではなくて米国でございます。輸出入を通じて米国が最大の韓国の貿易相手でございます。もしそういう国から物をたくさん買ってその国の成長を促進しなければならぬというところが言えると思つれば、韓国についてはまず第一義的に米国の努力が必要であるというふうに思つております。

タイ、インドネシアにつきましても、もとより我が国の貿易が最大でございますし、さらに投資、金融等におきましても非常に大きなウェイトを持っております。現在、先ほど申し上げたような形で金融支援を行つたとともに、そういう国との貿易が今後とも一層拡大していくように、貿易、金融面の支援、あるいは貿易保険、さらには先ほど申し上げたような形で内需主導型の成長が実現することによってこれらの国からの物の輸入を増加していくということが非常に重要であると

いうふうに認識しております。

○北脇委員 時間が参りましたので一言だけ申し上げますが、今の答弁の中で、アジア各国からの、特に韓国からの輸出の受け皿として米国がもっとしっかりやるべきだということをおっしゃいましたけれども、米国ばかりが頼りにされるといふ状況を何とか改善をして、日本も世界第二位の経済大国としての応分の責任を果たしていかなければいけないというところに問題の焦点があると思つたので、そういう意味で非常に日本の責任は大きいし、政府に求められていることも大きいというところを御指摘申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○村上委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 平和・改革の石井啓一でございます。

まず、先ほどから大臣の趣旨説明あるいは各委員の質問でもございましたけれども、今回の増資により我が国のIMFへの出資シェアが、現行のドイツとの同率二位、五・六四％から単独二位、六・二八％に上昇する、こういうことになるわけでございますが、出資シェアにふさわしい我が国のIMFにおける存在感、我が国の主張をIMFの運営に反映をさせるということが当然のことながら求められるわけでございます。

ところで、事前にIMFにおける日本人職員がどれくらいいるのかということを確認をいたしましたところ、現在IMF全体で千五百七十六人職員がいらつしやる中、日本人の職員はわずか二十六人と一・六％にとどまっております。人材という面では甚だお寒い状況にあるわけでございます。ポストを見ますと、確かに専務理事に次ぐ副専務理事三名のうち一名を我が国が得ているというところがございますけれども、やはり全体の数そのものが極めて少ない、こういう状況にあるわけでございます。私はやはりこれは何とか改善しなければいけない状況だと思つたので、これはIMFに限ったことではなくて、国連本部を初めとする国際機関全般に共通する課題だとは思つたけれども、私は、IMFを初めとする国際機関の日本人職員の増員あるいは待遇改善というのをやはりきつちり政府としても後押しをすべきだというふうに考えております。大臣の見解を伺いたいと思つたので。

【委員長退席 井奥委員長代理着席】
○松永国務大臣 委員御指摘のような数字になっておるわけでありまして、したがって、日本人職員を増加させること、これは引き続き極めて重要な課題であるというふうに認識しておるところでありまして、IMFはもちろんその他の国際機関についてもそうでありまして、日本人の増員を要請していくとともに、これらの国際機関で活躍できる人材の育成という面も大事でありますので、今後とも積極的に努力をしていかなければならぬ、こう思つておるところでございます。

○石井(啓)委員 その点、ぜひお願いをしたいと思つたので、実は、私の、昨年の十一月にアメリカの国連協会の招聘で超党派の議員団の一員として米国に参りまして、国連機関の方々と懇談をする機会がございました。その中で、国連に働いていらつしやる日本人職員の方と懇談の機会がございました。いろいろ実情の声を伺つてきましたので、ちょっと簡単に紹介しますので、ぜひ大臣の御感想を伺えればと思つたので、ぜひこの機会を伺つていただきたいと思います。

まず、給与に魅力がないということだそうなんです。かつて、一ドル二百五十円ぐらいの時代であれば、日本に帰つてくれば相当ドルも使い手があつたということで魅力があつたのだけれども、百二十円、百三十円ぐらいになると帰国する費用もなかなか大変だということもあって、円が高くなつたことによって相対的に給与に魅力がなくなつた、こういうことが一つある。あるいは、契約が二、三年で終身雇用ではないということらしいです。あるいは、これは日本人的なことだと思いますけれども、年功序列でない。こういうことが

あつて、中堅の職員、特にこれはプロパーの職員でございますけれども、中堅の職員が若いときに、二十代で夢と希望を持って国連の機関に入っていくのだけれども、だんだん勤めていって管理職目前というときになると息切れしてしまふ。中堅の職員が息切れしてしまつてやめる人も多い、そういうことが非常にあるらしいのです。

また、これは私もちょっと耳が痛い思いがしたのですが、我が国においては高いポストには大変興味があるのだけれども、プロパーの職員の待遇改善には余り関心を持っていない。だから、国連でいえば、事務次長クラスのポストを何とか押し込んでいこうということは大変熱心なんだけれども、プロパーの職員の待遇改善にはそれほどでもない。そういう点をぜひお願いしたい、こういう要請を受けましたので、せっかくの機会でございますからお伝えをいたしまして、ぜひ大臣の御感想を伺いたいと思うのですが、どうでしょう。

○松永国務大臣 給与の問題、これは日本に帰国した場合の円高の影響がここに出てくるのかという感じがするわけですが、終身雇用であるいは年功序列、これらの日本の慣行と国際機関での給与体系との差がまさにここに出てくるような感じがしてあるわけでありまして、さて、これを日本型にしようというのではなかなか困難なことだと思ふのであります。案外、年功序列も悪いことではないのかという感じがここから出てくるわけでありまして、いろいろこれは勉強しなければならぬ問題かな、こういうふうに思ひました。

○黒田政府委員 IMFの状況について若干補足させていただきますと、大臣からも答弁申し上げたとおり、確かに給与というものは、そのまます算いたしますと、この十年ほどの円高のせいにか非常に魅力に欠けるということは事実でございます。

ただ、御案内のように、ワシントンにおける諸物価というのはかなり低いわけでございます。そ

れからさらに、国際機関の職員は所得税が非課税になっております。したがって、実質的な購買力という面で見ますと必ずしもひどく悪いわけではないというふうにも思つておりますけれども、なかなかその点が、特に大学を卒業したばかりの若い方いろいろな形で御説明いたしまして、そんな給与が低いところには魅力を感じないという反応が非常に強いわけでございます。このあたり、特に日本のような為替の高いとか高所得の国から就職する者に対する何らかの措置を講じてくれないかということも含めて、給与の改善については努力してまいりたいと思つております。

それから、IMFの場合ですと、採用の形態には二つございまして、一つは、大学の博士号、PhDを取った職員をそのまま雇うという形、これはほとんど終身雇用になるわけでございます。他方、中途採用というのがございまして、これは、既に各国の政府であるとか大学であるとかあるいは民間の企業であるとかで一定の仕事をした方を中途採用するというのもかなり行われております。

最近、IMFの東京事務所がオープンいたしました。これは、いろいろな情報交換も行ひますけれども、このIMFへのリクルートという面でも活動してもらえと思つておりまして、ぜひ私どもとしても、一方でいろいろな処遇の改善について働きかけると同時に、リクルートの努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○石井(啓)委員 その点、よろしく願ひしたいと思います。

それから、先ほどもちょっと話題になつておりましたが、米国の場合は、こういったIMFの増資あるいは国際機関における出資なり分担金なり、これは議会が極めて厳しい評価をしておりまして、例えば国連分担金もなかなか支払わないのです。議会が支払わせない。国連が米国向きではないということからなかなか分担金も払わないで、払わないということをしてこにしながら何とか

国連を自分の国に有利に活用しようという、極めてしたたかなことをやっております。

私は、その米国の例が決していいとは思ひませんが、日本、その米国の場合は逆に余りにも金払いがよ過ぎて、人がよ過ぎるのではないかとこの嫌いがなきにしもあらずというところで、米国のしたたかさを多少なりとも見習つていただいて、増資に応じる限り日本人職員の待遇をきちんとやれ、それぐらいのことはきちっとおっしゃつていただきたいと思ひます。

続きまして、先ほどもちょっと話題になりましたが、アジア通貨基金構想でございます。

何うとどこによりますと、もともとこの目的はIMFを補完するという目的で日本政府のイニシアチブで提唱されたというふう聞いておりますが、アメリカを初めとする各国の反応が強く、形を変えてマニラ・フレイムワークの中でこの構想の一部が生かされたというふうに理解しております。すけれども、そもそもこの構想はどういう内容であつたのか、あるいはこの構想をめぐる経緯がどういうことであつたのか、また今後我が国としてこの構想をどういうふうに扱っていくのか、こういう点につきましてお伺ひをしたいと思います。

○黒田政府委員 アジア地域にこういった相互支援的なファンドをつくらうという議論は、実は一番初めに行われましたのはASEANの蔵相会議でございまして、一昨年とも昨年とも言われておりますけれども、ASEANの蔵相会議で、これはIMFのカムドッシュ専務理事が出席している場でそういう議論が行われ、それについて引き続きASEAN蔵相会議で議論が行われていたところでございまして、そこで、七月にタイにバット危機が生じまして、この支援をどういうふうに行うかという議論があつた際に、既にASEAN蔵相会議で議論をされていたことを踏まえて、アジアにこういったファンドをつくつてはという議論が出ていたところでございまして、

具体的に議論が行われましたのは、東京で八月十一日にタイの支援国合が行われたときでございます。そこでは、IMFが四十億ドルを出す、日本が四十億ドル出す、それからアジア諸国がそれぞれ十億ドルとか五億ドルとか出して、トータルでアジア地域で百億ドルを超える金融支援がコミットされたわけでございます。その際に、こういうふうなアドホックに行うというのはいかがか、むしろ権利義務関係をはっきりさせるという意味で、コミットした額をはっきり示し、今後必要に応じてそれを使用していくという、彼らの言い方をかかりますと常設的なファシリティーをつくつてはどうかという議論がタイ支援国合で、東京で出ておりました。

それを踏まえまして、特に日本とASEAN諸国とでいろいろな意見交換をいたしまして、ASEANの蔵相会議というものが秋にバンコクであつた際に、特にASEAN諸国が一種の機関決定を行ひまして、ASEAN諸国としてこのアジア通貨基金構想を進めていくという決定を行つたわけでございます。

その後、香港のIMF総会で、日本、韓国、中国、さらにASEAN諸国、オーストラリア等で集まつてアジア通貨基金構想を進めていくというふうな考えをいたしましたところ、先ほど御紹介いたしましたようにアメリカ等から強い反対の意見が出て、香港ではそれ以上の前進がなかつたわけでございます。

その後、これについてどういう形で進めていくかということをお我々が、アメリカそれからASEAN諸国等との間で意見交換をして、十一月にマニラで議論を行ったわけでございます。この際、日本、アジア諸国としても、ぜひそういうフレームワークをつくらうというところで一定の妥協をしたわけでございます。他方、米国の方も、香港の場では全く反対、必要なしということであつたわけですが、その後、インドネシアその他の国に通貨危機が波及したということもございまして、インドネシアには具体的に二億準備的支援も日本やシンガポールともに行つたわけでございます。

て、そういうことも踏まえて米側も妥協をする、コンプライアンスするというふうに言ってきたわけでございます。

そこで、先ほど御説明いたしましたような形で、つまり、具体的な金額を事前にコミットするというところではないんですが、地域の国でそういう必要が出てきたときにIMFの支援を補完する形で支援を行おうという合意をいたし、それが現在、例えば韓国の場合にも発動されました。当面そういう危険性はないといたしまして、将来何らかの通貨危機のようなことが生じた場合には、当然このモニタ・フレイムワークの枠組みの中で地域の国が支援を行うということになるかと思っております。そういう意味では、アジア側と米側とでそれぞれ一定の妥協を図ることにより、完全な形ではございませんけれども、アジア通貨基金構想の中心部分は生かされたというふうに認識しております。

今後これをどう進めていくかにつきましては、先日東京でございました第二回のモニタ・フレイムワーク会合で、これはすべてのメンバーが一致したわけですが、このメンバーのフレイムワーク会合は非常に有益である、したがってこれをさらに強化していこう。年二回行うということになっておりますが、いわば今後これを一層制度化していく、インスティテューショナルライズしていくという方向に向かって我が国としてもアジア諸国としても努力してまいりたいというふうに思っております。

○石井(啓)委員　ところで、けさの朝日新聞の一面に、アジア欧州会議、ASEMに關しまして、「最大のテーマのアジア危機について、国際通貨基金(IMF)と協調した制度改革の必要性を確認したうえ、アジア諸国の金融システム改革を支援するための基金の設立で合意する見込みだ。」という記事が載っております。この点についてちょっと確認をしたいのです。

○黒田政府委員　それは、今回のASEMの首脳会議の議長国であります英国が提案しております

基金でございますが、これは、非常に小さな規模の技術支援のための基金でございます。つまり、金融セクターの改革などを進めていくために専門家を派遣するとか、あるいは研修をしてあげるとか、その他そういったことを行うための基金を世銀に設けまして、そこに欧州諸国が出資をする。最終的なものとしてどういう金額になるかは存じませんが、一応暫定的に五千万ドル程度を欧州諸国が出す、七十億円程度かと思いますが、出すというところのようでございます。

他方、御案内のように、我が国は世銀とアジア銀に日本特別基金というものを設けてまして、これも同じく技術支援のための基金でございますが、特に今回のアジア危機にかんがみまして、世銀とアジア開発銀行とを合わせまして十六億円程度をこの金融セクター改革のための技術支援に充てるというところをいたしております。その十六億円の金額を今回さらに増加をしようということで、世銀、アジア開発銀行と話し合いを行っております。

したがって、このASEM基金というのは、金融セクター改革等のための技術支援をヨーロッパ側もアジアに対して行ってくれる、非常に好ましいことではございますが、我が国が先行して行っておりますことといたしまして、両者を、アジア側の基金が実際に拠出されて動き始めましたら、できるだけ協調してアジアの金融セクターの改革について技術的な支援を行ってまいりたいというふうに思っております。

○石井(啓)委員　このアジア通貨基金の構想というのは、我が国がイニシアチブをとったという意味では極めてよいと思いますが、非常によかつたんではないかと私は思います。米国の反対で形を変えざるを得ないということではございますが、このモニタ・フレイムワークの中でその中核が生かされるということでございますから、モニタ・フレイムワークを当初のアジア通貨基金の構想の形で生かせるように、より充実する方向でぜひやっていただきたい、こういうふうに思います。

それから、続きましてアジア通貨危機に話題を移します。

今回、特にタイ、韓国、インドネシアがIMFの支援を受けるわけでございますが、先ほど、全体的な今回の危機の原因を大臣の方からおっしゃっていただきましたが、詳しく見るとそれぞれその事情が異なるようであるのでございませう。特に、タイ、韓国、インドネシアのこの通貨危機の原因について、それぞれ各国ごとに我が国としてはどういうふうに認識をされているのか、そしてその危機克服策といえますか、お答えしたいと思います。それについてはどういうふうに認識をされているのか、まず政府の基本的な認識を伺いたいと思っております。

○黒田政府委員　先ほど大臣が答弁いたしておりましたように、基本的な要因は、類似している面もあるわけではございますが、御指摘のとおり、タイ、韓国、インドネシア、それぞれかなり違った面もあるわけではございます。

一般的な傾向に最も類似しておりますのがタイでございます。この国につきましては、一九九五年、九六年と経常収支の赤字が巨額になっておりまして、しかも不動産バブルが崩壊して金融機関に不良債権が累積しているというようなことで、典型的なマクロ経済及び金融セクターの問題を生じ、そこに通貨危機が生じたということでございます。

それに対して、インドネシア及び韓国の場合は、もちろん、それぞれの国について何らかの、特に韓国の場合は昨年の春ごろから一部の財閥が破綻するというようなことで問題は生じておりましたけれども、何よりもやはりタイ・バレーの切り下げが波及したことが大きかつたわけではございます。波及したことを通じて潜在的にはらんでいた問題がいよいよ顕在化して、それによって信託がさらに低下し、資本が急速に流出したというところかと思っております。したがって、タイにおいては事件がなかったならば韓国やインドネシアにおいてあのような事態が昨年生じたかどうかというの

は、現在でもいろいろ議論の余地のあるところではございます。

したがって、それぞれに対する対応策もIMFのプログラムの中で若干異なっております。すなわち、タイにつきましては、最も典型的に、為替の過大評価、経常収支の大幅赤字、不動産バブルの崩壊による金融セクターの問題等々でございますので、まず第一に何よりも財政金融の、特に金融政策を引き締める必要がある。それから、金融機関の不良債権処理を抜本的に進める必要がある。そういうことを通じて為替の安定、さらに経常収支の赤字の縮小、経済の不均衡の打破ということがプログラムの中心になっております。

これに対してインドネシア及び韓国の場合は、そもそも経常収支の赤字がそれほど大きくなかつたわけではございませんので、国際収支調整に非常に大きなウェイトを置く必要がないということと、そもそもそれほど大幅な財政の引き締めは要請をされておらず、むしろ必要もプログラムの中には含まれておりませんでした。むしろ、為替の下落に対応して金融を引き締めるといふことと、それからそれぞれの国の構造問題、インドネシアの場合には、金融機関それから企業債務、その他他独占の問題であるとかそういう構造問題に重点が置かれて、韓国の場合は、財閥の破綻に伴う金融機関の不良債権という問題に対してどう対処するかということが重要なポイントになっております。

したがって、全般的にアジア通貨危機の原因といえますのは、為替の問題であるとか短期資金の流入であるとか、流入した資金が非生産的に使われたのではないかとはいえないところがあることは事実でございますが、最も典型的にはタイにあり、韓国、インドネシアは相当状況が違つていた。したがって、それに対する対応策もそれぞれに違つた形になってきた。しかし、全体として通貨危機に見舞われて大きな経済へのショックを

受けたということは事実でありますので、それだけに今IMFプログラムのもとでその回復を図るべく最大限の努力をしているというふうに認識しております。

○石井(啓)委員 今説明のあったとおりだと私も大体認識をしておりますが、ところで、このIMFの融資の条件、このプログラムというのが欧米のやり方をアジアに押しつけるものであって、各国の歴史的な経緯や経済構造を無視した厳し過ぎるものであるという指摘もあります。あるいは、IMFの危機管理対策というのはいかた中米危機の際に開発されたプログラムであって、今局長からも御説明ありましたように、今回のアジア危機の場合、特に韓国、インドネシアでは国際資本が、特に短期の国際資本が急激に資本移動を起こすというに伴って資金ショートが起きている。こういう事態に果たしてこれまでのプログラムが対応できるのか、そぐわないのじゃないかという指摘もございすね。

こういった点についてどういうふうな見解なのか、伺いたいと思います。

○黒田政府委員 ただいま御指摘の点は、いろいろな学者の指摘もございすし、実はIMFの中でもそういう議論も行われているわけでございす。

確かに、中南米の場合は、典型的には過剰な財政支出、財政赤字、そして輸入の急増、対外債務の累積、国際収支赤字の急拡大といったことから、当然そのプログラムの中心は財政収支の改善、それからインフレ抑制、国際収支赤字の縮減といったことに重点があつたわけでございす。

先ほど申し上げたとおり、タイの場合には、財政赤字ではありませんが、国内の開発投資あるいは民間のいろいろな投資の行き過ぎといった面もありましたし、バブルあるいはインフレというのもございすので、やや中南米の場合と同様な財政金融政策の引き締めということが典型的に必要であつたことは事実でございす。韓国やインドネシアの場合は確かに実情が相当異

なっております。国際収支の赤字もそれほど大きくない。財政は従来ずっと黒字であつたということ。むしろ問題は、短期資本が急激に先ほど申し上げたような信託の低下から流出したというところが問題であつたわけでございす。

したがって、これに対応して、IMFも一定程度従来と違つたプログラムを組みました。インドネシアにつきましても、特に国際収支調整の必要性はほとんどないわけですが、他方で、短期的な資金が非常に急速に出たということから、IMFとしてはかなり大幅な、百億ドルの支援を行い、さらにいろいろな第二線準備を要請して、日本も含めて万一のために、短期資金が非常に多く流出して外貨準備が不足するといった事態が生じた場合にはさらに支援を行うというふうな形をとりました。

さらに、従来、メキシコについても、タイ、インドネシアについても、結局それぞれの国のクオータの五倍程度までしか貸さなかつたわけでございす。韓国の場合には韓国のクオータの二十倍ぐらいを貸すという、IMFとしてはこれまで全く例のなかつた巨額の資金を貸すということを決めております。しかも、そのために新しく短期的な貸し出しファシリティーをIMFに設けて、これは一年ないし一年半ぐらいの短期の貸し出しを行うというものを設けて今申し上げたようなクオータの二十倍の巨額の資金を短期的に貸し付ける。これはまさに韓国から短期資金が急速に逃げたということが問題なので、それに対応するために大きな額を短期的に貸すということで問題を打開しようとしたわけでございす。

結果的に見まして、韓国も急速に金融面につきましては実情が改善しておりますのは、こういった短期資本の動きに対応する新しい貸し付けの制度もつくつてIMFが対応したということも一定の貢献をしたものというふうに認識しております。まさにおっしゃるとおり、新しい事態であるということも次第にIMFも含めて国際社会が認識し、インドネシア、特に韓国についてはさき

申し上げたような新しい対応もしているということとでございす。

○石井(啓)委員 今回のアジア通貨危機への我が国の支援策といたしまして、金融支援、これはもう既に表明をしておるわけでございすけれども、それに加え、内需拡大によるアジアからの輸入振興、やはりこれは私は日本として図るべきだというふうに考えます。

という考え方は、いずれにしろ巨額のドル債務があるわけですから、それを返済するためにどこかでドルを稼ぐなければいけない。今のアジアは大変な輸出能力を持っているわけでございすから、基本的には輸出を拡大するというところでドルを稼ぐということになるかと思ひますけれども、そのアジア各国の輸出先はどこか、それを引き受けるのはどこかということですが、やはり我が国はそれを引き受けることを期待をされている、こういうふうに思ひます。

ちょっと事前に、日本とアメリカとそれからEU、それぞれがアジアからどれぐらいの輸入の状況になっているかということを確認しましたら、アメリカは経済が活発化していることもありまして大変輸入が伸びているわけであります。対前年同月比で見ますと、例えばことしの一月では、世界全体では輸入の伸び率が五・四％に対して、タイに対しては九・〇％、インドネシア七・六％、韓国九・一％、アメリカはアジアの貿易に大変貢献をしているわけですね。ヨーロッパにおいては、これはちょっとデータが古いのでつい最近のこととはわかりませんが、昨年の九月の時点では、タイでは二四・九％、インドネシア二〇・五％、韓国二四・三％、かなりハイレベルで輸入がふえています。

一方、我が国の動向を見ますと、昨年の十月以降マイナスになっておりまして、ことしの二月では、全世界に対しては一四・九％のマイナスになっているのですが、タイでは一五％、インドネシアでは三〇・七％のマイナス、韓国でも七・七％のマイナス。インドネシアについては原油と

かLNGの価格の減少という要因もあるようだけれども、いずれにしても、アメリカ、ヨーロッパ、日本と比べますと、日本のアジアからの輸出の受け入れ、すなわち日本の輸入というのが落ち込んでいるというのは極めてこの三地域の中では目立つておるのです。

こういう状況の中で本日に我が国はアジアの経済のリーダーの一員としてその責任を果たしているかどうか、私はこれは現状では大変疑問だと思ひます。先ほど私も申し上げましたように、アジアのリーダーとしてもアジア経済の回復を早めるために我が国の内需拡大によるアジア製品の輸入促進を図るべき、こういうふうに考えますが、見解を伺いたいと思ひます。

○清口政府委員 御指摘のとおり、内需を拡大するということにつきましては、国内の経済ということももちろんでございすけれども、対外的な面も配慮しながら考えていかなければいかぬというのには当然でございまして、特に今日のように相互の依存関係が非常に大きくなつてまいりますと、近隣の諸国、アジアの諸国も政策を立案するときに念頭に置かなければいかぬと心得ております。

そういうこともございまして、昨年末のアジアの危機に関連いたしまして、そういうことも考慮しながら、九年度の補正予算でございすとか、あるいは特別減税でございすとか、あるいは十年度の予算等を立案してまいつたわけでございまして、今後とも、国内の事情に加え、近隣諸国、国際的な関連も念頭に入れながら適切な政策運営をやっていくべきだというふうに考えております。

○石井(啓)委員 特別減税とか十年度予算、それではやはり厳しいといひますか、各国の評価はやはり厳しいわけですよ。現状では、日本がアジア経済危機の防波堤にならないという批判が高いわけであつて、今総理はロンドンに行かれておるわけだけれども、与党の発表した十六兆円の経済対策をやるといふことで、何とか我が国の内需振興

を因るということで説明をされているわけでしょう。そういう点で、この与党の発表した十六兆円に上る総合経済対策、総理もそれから大蔵大臣も重く受けとめるというふうに発言をされていますけれども、これを具体的にどういうふう具体的に具体化するのか、この点について、大臣、見解を伺います。

○松永国務大臣 橋本総理がしばしば国会で答弁をしておられますように、与党の経済の現状を克服するための強い意思の表明としてあの経済対策は決められたものだというふうに理解をしておるわけですが、この与党の決定を重く受けとめて、内容等についても詳細に精査をし、我々の方でも研究をして、そして対応を図っていかねければならぬ、こう思っておりますのでございます。

○石井(喜)委員 ところで、アジアからの輸出を引き受けるという意味で、この内需振興ということなんだけれども、我が国の輸入をふやすという意味での内需振興、それはやはり公共投資より減税がきくことは火を見るよりも明らかなわけですから、この十六兆円の経済対策、山崎政調会長も、財政構造改革会議を開いて税制の根本的な議論をして結論を出してその十六兆円の内訳を決めるというふうな発言をされておりますし、また官澤元総理も、三兆円を超える減税が必要だ、こういうふうな発言をされています。各紙でも、特別減税を継続させるとか、政策減税を含めて四兆円の減税、これを検討しているとか、こういうふうな報道をされているわけで、世間でもそういうふうな受けとめておりますし、市場もそういうことが織り込み済みだと思われているけれども、やはり私は、国内の需要を喚起するという意味でも当然必要だし、昨日の日銀短観を見ても、先ほど北脇委員の質問にもありましたように、大変なデフレの危機も迎えているというふうな状況でありますから、需要の大幅な積み増しが必要であります。それはなおかつこのアジア経済危機を我が国として支援する最大の支援策の一つにもなる、こういうことでやはり減税というのは真剣に考えるべきだと思

います。大臣の見解を改めて伺います。

○松永国務大臣 お氣に召さぬかもしれませんが、大型の恒久減税をする場合には、当然のことながらその財源をどうするかという問題にぶつかるといっていいですね。その財源をもし特例公債の発行によってということであるならば、いずれ早晩その公債の返却のための何らかの形で増入増、増税ということが想像されるわけですね。そういう状況であれば、減税というものがどれだけ消費に行くのかという問題が一つ出てきます。のみならず、我々の次の世代、子孫に対して巨額の負債を負わせるようなことをしてどうなるのであろうかという視点もありますね。

そしてまたもう一つは、消費性向が落ちているということ。消費性向はなぜ落ちるのかという議論もあろうかと思いますが、要するに先行きについての不透明感があるのじゃないかと思ひます。その不透明感を一つ一つ克服をし、解決をしていくということが大事なことで、というふうには思ひますが、いずれにせよ財源という問題を考えて、こういうふうな思ひしております。

○石井(喜)委員 この問題、またいづれ早晩大臣と議論することになると思ひますので、時間が来ましたので終了いたします。

○井奥委員 長代理、次に、谷口隆義君。○谷口委員 自由党の谷口隆義でございます。まず最初に、先日当大蔵委員会の理事会で、我々が要求したしてございました銀行の検査報告書、示達書、示達回答書の閲覧をさせていただきます。

この検査報告書、我々にはありのままの検査報告書、三回分でございますが、要求いたしておいたわけでございますが、出てきたのはこれを墨で塗りつぶしたものでございまして、またかつ、メモ、コピー、だめというところでございまして、本当にこの閲覧の我々の要求水準は達せられなかったわけですが、しかしその中で何か点気になる記載がございましたので、そのこと

についてまず初めにお聞きしたいというふうに考えております。

昨年の十一月に経営破綻をいたしました北海道拓殖銀行の平成六年八月の基準日の検査報告書でございます。多分これは平成六年の三ヶ月を検査したのではないかと、というように私は思ひますが、その検査報告書の一番初めの概要報告、ちよつとそのテーマはどういうように書いておったのか、私は覚えておらないのですが、概要報告のところどころに記載がございました。業務純益の二十倍のロス見込みがあり、これをいれまして、もうと自己資本を毀損しておるといふような報告になっておりました。これは要するに、ロス見込みがあつて、これを処理しておらないわけですね、見込みですから。それを処理すると自己資本を毀損するということ、債務超過になるといふことをあらわしておるのだらうというように私は解釈をいたしましたのでございます。

それで、この北拓の有価証券報告書を見ました。平成六年三ヶ月期でございます。これは、有価証券報告書には業務純益が載っており、これにわけでございますが、ディスクロージャー誌を手に入れました見ますと、業務純益が当事業年度において三百二十億ほどございました。この三百二十億の二十倍でございますので、六千四百億ぐらいになるわけですね。

それで、先日の予算委員会の要求資料の中で、北海道拓殖銀行の不良債権の資料要求がございました。それを見ますと、第四分類が千七百億円、第三分類が四千七百億円、第二分類が一兆四千億円、このような報告がございました。このいわゆる第四分類というものは、一〇〇％だめというふうなものでございまして、第三分類というものは、要するに時期、金額は確定しないもののその回収に重大な懸念のある資産、こういうふうな資産のようでございます。

この第四分類、第三分類の合計をしますと、ちよつど業務純益の二十倍になりまして六千四百億円、このようになるわけでございます。それに

対しまして、北海道拓殖銀行の平成六年三ヶ月期の貸倒引当金が上っております。これが約一千六百七十億の貸倒引当金でございます。それや何や計算しますと、この第四分類は全部だめ、第三分類は七五％だめというように計算して、私が申し上げました貸倒引当金を考慮に入れますと三千五百五十二億円ということになりまして、やはりこれは自己資本を毀損しておるわけでございます。

ここでもう初めにお聞きしたいわけでございますが、この検査の中で、第四分類は先ほど私が申し上げましたように全部だめだ、回収できないというふうなものだらうと思ひますが、第三分類についてはどの程度回収できないというふうに読んでいらっしゃるのかをまずお聞きしたいと思ひます。

○原口政府委員 お答えいたします。検査において第三分類というのは、時期、金額は確定できないもののその回収に重大な懸念がある資産ということと分類をしております。今先生がお話しになったとおりでございます。したがって、検査におきましては、一概にこの第三分類が何％回収できないかというのは、まさにそこところは非常に危ないのだけれども、確定できないという資産として分類をしております。したがって、一義的に何％というところではなくて、それはおのおの状況に応じて企業の方が公認会計士等と相談をしながら適正な会計処理をその資産状況に応じてやっていただくということかと思ひます。

○谷口委員 だから、基本的にはこの検査をやる場合に、第一分類から第四分類まで分類を分けておるわけでございますので、多分これは行内の検査の基準が何かあるのだらうと思ひます。これは、例えば七五％だめとか二〇％だめとかというふうなことをやらないと検査のしようがないわけでございますので、私はそのような基準が多分あるだらうという前提で今お聞きしたわけでございます。それを個別的にいわば裁量でこれはだ

めとかこれは回収できるとかいうようなことであれば、分類を分ける必要がまずないわけでございますので、そのあたり、検査のときの基準があれどもう一度御答弁をお願いしたいというように思います。

○原口政府委員 先生がおっしゃっているのは、分類されたものがまさに回収不能だということ、三分類のうち何%償却を直ちにしなければいけないかということ、検査の段階で基準としてあるのではないかと、御指摘だろうと思うのですが、検査自身はおのおの資産の状況を分類するということがとりあえずの目的でございます。後、それぞれ会計の決算においてそれをどのようにするかというのは、過去行われた決算についてそれが適正であったかどうかということは把握をいたしますけれども、三分類をしたときに、これは一概に何%直ちに償却すべきものであるという基準を検査の時点に持っているわけではございません。

それから、先ほど先生の御指摘の中で、債務超過ではなかったかという御指摘がございましたが、六年八月の検査時におきまして、御指摘の通りに第四分類が千七百億円、第三分類が四千七百億円ございました。仮に三分類が全額ロスになると仮定いたしましたも、合計六千四百億円でございます。その当時、ロスの処理に充て可能な自己資本というのは有価証券の含み益等を含めると七千四百億円ありましたので、その時点では債務超過ではなかったということを週日発表したところでございます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○谷口委員 おっしゃっているのはわかるのですが、狭義の自己資本と広義の自己資本があるわけですね。いわゆるバランスシート上の自己資本は含み益は入れないのです。含み益を入れない狭義の自己資本で私は今お話をしておるわけでございますが、そういう状況の中でまず明確なのは、先ほど私も申し上げましたように、大蔵検査の結果、ロス見込みを処理すると自己資本を毀損する

というようにも書いておるわけでありまして、その段階で検査を担当された検査官がそういう判断に立たれたのだらうというようにまず初めに思うわけでございます。

そういう状況の中で、昨年でございましたか、昨年十一月に経営破綻したわけでございますが、四月に道銀と拓銀の合併の話が持ち上がったわけでございます。それが九月に至りまして、その合併の話が道銀サイドから、拓銀の不良債権が当初の不良債権に比べるとかなり多額に上るようであるというような状況の中で、この合併の話はないものというような形でこれがなくなったわけですが、この話を持つていったのは基本的に、水面下と申しますか、どういう状況であったのか、私は現場におらなかつたわけでございますのでわかりませんが、大蔵省が道銀と拓銀の合併の話をつけたのであらうというように思うわけでございます。

先ほど申し上げておるように、仮に含み益を入れて債務超過でなかったというようにおっしゃるわけでございますが、いわゆるバランスシート上の狭義の自己資本は明らかに債務超過になっておったわけでございます。そういう状況の中でこの二行の合併を進められたというようにおっしゃるには、極めて責任は重いのではないかと、いうように私は思っております。これについて御答弁をお願いいたします。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

合併の話が道銀との間に起こりましたのは昨年の三月、公表されたのは四月一日だったと思えますけれども、そういうわけでございますが、この合併の構想はあくまで拓銀と道銀の当事者の自発的な意思でありました。

これは、両行がいわゆるリストラ合併といえましょうか、両行の店舗がかなり重複している、北海道の中でもう少し重複店舗を整理していけばリストラ効果は相当あるということで、両行で自主的に構想が出てきたものであります。したがって、大蔵省が結びつけたとおっしゃいましたけれど、

ども、その事実の違いは、私どもとしては、両行が不良債権問題に取り組む中でリストラ合併というものを一つの方策として考えたということ、北海道全体にとつてみるといいことではないかという評価はしました。しかし、私どもがこれを無理に合併しなさいと指導したということではありません。それで、当時両行とも公認会計士の御意見を聞きながら自分のところの財務内容を判断してこの合併話を進めておられた、こういう事実でございます。

○谷口委員 基本的には、もうこの段階で拓銀がいわゆる狭義の債務超過に陥つておったということとは大蔵省は知っておったわけでございます。その検査報告書に出ておったわけでございます。そういう状況の中で道銀と拓銀が合併しようとしておるというようにおっしゃるについて、仮に今局長がおっしゃるような間の仲介役をとっておらないというようなことであったとしても、今の金融機関はこのような状態だということを説明する大きく申し上げるなりやつておかないと、そこから大きく状況が変わつて、この合併が要するに、具体的に申し上げますと、金融システム全体に影響を及ぼすようなことになるというふうに考えなかつたのですか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

先ほど、官房検査部長の方からお答え申し上げましたように、債務超過の状況ではなかったわけでございます。それは六年八月の検査のとき、その後も、銀行としては、自社の店舗を売るとかいろいろなことをやつております。また、話としては、増資の話をいろいろ関係先にもお願いをしていたとか、いろいろな状況があります。あくまで当事者間でそういうことが可能であらうということと話を進められておったというふうに私どもは考えます。

○谷口委員 確かに、債務超過じゃないとおっしゃるのですが、検査報告書には狭義の意味で自己資本が毀損しておるというように記載してあつた

たと僕は思うわけですが、ずっと後を追いかけてみますと論理的に合うわけでございますので、実はそういう状況が大蔵省の責任が極めて重たいですよというように私は申し上げたわけでありました。

あと、もつとこの検査報告書等を閲覧している現下の実態を見たというように思ったわけでございますが、そのあたり、大蔵目についたところでございます。きょうは申し上げたところでありませう。

次に、昨日公表されました日銀短観についてお聞きしたいと思ひます。

当初予定をされておったよりかなり悪化しておるというような報告がございました。企業の景況感が大幅に悪化し、消費低迷や金融システムの不安で変調を来した景況がさらに悪化しかねない状況にあるということをこの日銀短観は示しておるところでございますが、そういう状況の中で、昨日は年初来の安値、一万六千円を株が割つたところでありませう。また、東京市場に限りましては、昨日は円安がより一層進みました。また、債券も売られたようでございます。ミニトリプル安という状況のようでございます。本日の株価は、私まだ見ておらないところでございますが、やはり極めて景況感が悪化したというように日銀の短観のようでございます。

具体的に申し上げますと、先ほどと同僚議員の中で日銀短観の質問も出ておりましたので簡単に申し上げますが、業況判断で十年三ヶ月の主要企業の製造業はマイナス三三ポイント、これは、お聞きしますと九四年八月以来の低水準のようでありませう。また、主要企業製造業の業況判断の変化幅がマイナス二〇ポイント、これは七五年二月以来の低水準のようでございます。

一方、中小企業でございますが、中小企業の製造業、十年三ヶ月マイナス三八ポイント、これも九四年二月以来の低水準のようであります。変化幅マイナス一七ポイント、これも七五年二月以来の低水準。また、中小企業の非製造業におきまし

ては、十年三月期マインナス三七ポイント、これは八三年以来の、統計をとり始めて以来のボトムであるというような業況判断のようでございます。

また、貸し渋りの状況でございますが、金融機関の貸し出し態度D1は主要企業でマインナス四一、これは九一年八月以来の低水準。それで、これは今までなかったようなことでございますが、金融緩和局面での貸し渋りが鮮明となっております。従来は、金融を引き締めておるときは貸し渋りというものが起こっておるわけでございますが、今回のように金融緩和局面での貸し渋りが鮮明となっておりますというふうな報告でございます。

それで、この短観の調査時期は、大手十八行と地銀三行に対する先日の公的資金投入が既に決まっておった時期でございます。貸し渋り問題は改善に向かうというところか、むしろ悪化しておる。この時点においては公的資金の状況はもう既に認識しておる、にもかかわらず悪化しておるというふうな状況のようでございます。

また、先ほど何人かの同僚議員もおっしゃっておられました、デフレスパイラルのおそれが出てきた。製品価格の下落が進んでおり、下落が上昇を三ポイント上回っており、物価の下落がいわゆるプラスに働くのではなくて、企業収益の低下、在庫投資、設備投資の抑制を通じて企業を一段と冷やすデフレスパイラルの懸念がいよいよ強くなってきたというふうな状況のようでございます。

私、今ざっと申し上げたんですが、きょう日銀から本間理事に来ていただいておりますので、理事の方から概要を、もう一度ちょっとお話をいただきます。

○本間参考人 昨日私ども発表させていただきました短観につきまして、今先生から数字を挙げられまして詳細なお話をいただきました。基本的にはそのとおりだと思いますが、改めまして、私ども、この短観についてどういうふうな全体を受けとめておるかというのを申し上げます。

きたいと思えます。

私どもはこれまで、景気の全体についての認識といたしまして、景気は停滞を続けており、下押し圧力が強まりつつある、こういう基本的な判断をしてきておるわけでございます。先月、三月の日銀の政策判断は、以上申し上げたようなことでございます。

昨日発表いたしました短観の調査の結果を見ますと、先生お話しのようなことが全部出ておるわけですが、基本的に、一つは、内需が低迷を続けているというところ、それから在庫調整の影響、これがやはり非常に強く短観にも出ております。こういうことを受けまして企業のマインドが一段と悪化を起している、これが非常に著しく出ています。それからもう一つは、九八年度の事業計画、これもかなり慎重なものになってきているというふうな受けとめております。

つまり、企業マインド、これが非常にこの時期特に大事なわけでございますが、その動きを示すと考えられます業況判断、今先生がおっしゃいましたような数字はそのとおりでございますが、主要企業で前年十二月に調査をいたしましたのと比べてまして大幅な悪化を示しております。その水準も、先生おっしゃったとおりの非常に低いレベルにまで過去数年にさかのぼって下がっております。また、中小企業の業況判断も、これもほとんどの業種で悪化を見ているというところでございます。まして、先行きについても一段の悪化が見込まれる、こういう状況でございます。

以上が企業マインドでございますが、事業計画の方を見ても、主要企業の収益が、前回の調査、十二月対比で見ましてかなり下方修正されております。それから製造業が減益に転化を起している、それから非製造業も減益幅を拡大してございまして、こういう中で、やはり収益環境が悪いものでございまして、これまで過去何年間か堅調を続けてまいりました製造業におきましても、当該年度、九八年度は減少する計画にこれがなっているというところで、頭打ち傾向がここに来て一段と鮮明になってきているというのが今回の大きな特色だというふうな受けとめております。

このように、今回の短観では、内需の低迷の影響が企業活動のさまざまな面にあらわれているというところが改めて確認されたというふうに考えております。特に企業収益の悪化、悪化は悪化なんです、それ以上に企業マインドが後退している、企業収益の悪化以上に企業マインドが後退しているというところに私どもは今回の短観の一つの意味合いがあるように今考えております。

それからもう一つ、先生がおっしゃいました貸し渋りの方の数字でございますが、これも確かに非常に厳しい数字が、資金繰り判断、それから金融機関の貸し出し態度判断、それから借入金金利水準判断、いずれにつきましても企業のサイドから見まして大変厳しい数字が主要企業、中小企業とも出ておまして、これは私どもも大変厳しい認識がここに改めて出ているというところを強く感じ、受けとめております。

この要因等につきましては、確かに、一つは先生もおっしゃいました、公的資金の投入というところの判断がここに出てくるかというのがございますが、私どもは、公的資金が投入されるというところの中でやはり金融機関の自己資本の制約というものはそれなりに緩和されている面があるのではないかと、これはなかなか定量的には難しいところでございますが、そういうふうに思っております。

ただ、一方で金融機関の慎重な融資姿勢、やはりあれだけの大きなバブルを引き起こした金融機関の融資姿勢というものを対する大きな反省も金融機関サイドにはございますので、そういうものが金融機関の経営リスク管理というふうな中にこれからは統括していく。そういう意味では、四月以降も金融機関の慎重な融資姿勢というのはある部分はやはり統括していく必要があるというところはどうかあるのだろうか。そういう中で企業によって、一言にして言えば景気は一層厳しさを増して

いうふうに考えておまして、この辺のところを私どもも今回の数字を十分踏まえながらしっかりとフォロー、点検をしていくことが極めて大切だというふうに思っております。

それからもう一つ、最後に先生おっしゃいましたデフレスパイラルということに関する物価の面のお話でございますが、このところの数字は、例えば製品価格の判断それから需給判断、こういうところが、製品供給が一段と緩和し、在庫が積み上がるというふうな製品のところがあつまして、一方で価格につきましては、上昇と下落を引きました下落の超過という、いわば短観では三角になっておまして、その数字がどんどん大きくなっておます。それだけやはり物価については下方の方向に向かって判断が傾いてきているというところでございます。

物価につきまして、商品価格が軟化を続けておりますが、サービス価格まで含めてこれをつかまえてみますと、これまでのところは全体としては横ばい圏内の推移となつていて、先行きにつきましては全般的に軟調に推移する公算が大きいというところが三月における私どもの見方でございますが、こういう今回の短観の結果も踏まえながら、これは改めて点検をしていくことが大切だというふうな考えでおるわけでございます。

○谷口委員 今、本間理事のおっしゃった企業マインドの後退というのは、これはデフレスパイラルに入る一つの端緒になる可能性が極めて高いというふうに私は思っております。きょうは経企庁の方から来ていただいておりますが、昨日の日銀短観を踏まえての現下の景況判断について、経企庁の御見解をお述べいただけますか。

○新保政府委員 お答えいたします。先ほど御説明したように、日銀短観は、企業の景況感が一層厳しさを増しておいて、設備投資の頭打ち傾向であるとか、あるいは雇用の過剰感の高まりなどが非常に明らかになっておまして、一言にして言えば景気は一層厳しさを増して

いるというのが確認されたということだと思えます。

昨年未の景況感の悪化ということが、実は御承知のように家計の消費を大きく引き下げるといふ方向できていて、特に最近の消費の不振を見ますと、所得のファクターもさることながら、消費性向が大きく落ち込むという形で消費が減ってきております。

これは、企画庁の消費者態度指数なんかを見ますと、去年三月が底で、六月、九月と消費者態度は改善していったわけですが、十二月にかけて一挙に落ち込むという形になっております。五項目の要素から成っているのですが、その中でも雇用環境に関する見方が非常に悪くなっているわけですね。これは、十一月以来の大型金融機関の破綻、こういうものがやはり先行きの雇用不安というものを非常に悪くし、悪化させている、そういうことで財布のひもがきつくなる、そういうパターンが非常に目立っていると思っております。

御承知のように、家計調査で見ますと、消費性向は九月の七一・九からことしの二月の六八・四まで三・五ポイント下がっておりますわけであり、非常に大きな計算で恐縮ですが、家計の可処分所得はGNPベースで三百三十兆ありますので、これが十兆円以上のデフレ効果を及ぼしているというのが一点、これが、川下から消費の不振が始まったのですが、今は生産財、鉄鋼とか化学までそれが波及してきておるといふ状況だと思っております。

それから、先生御指摘の貸し渋りが中小企業だけでなく大企業に対しても非常に状況を厳しくしておる、これが二点目でありまして。

三点目は、アジア向けの輸出が相当落ち込んできておる、これがさらに下押し圧力になっておる、そういう背景が最近の悪化の基本的な背景だといふふうに思っております。

○谷口委員 総合的にどういふ判断なのかということをお聞きしたのですが、ちょっと非常にわかりにくいお話でございました。

確かに雇用環境は極めて悪化しておる。先日、完全失業率が三・六％。先ほどからお話ございましたように、アジアの経済危機が与える影響も極めて潜在的に大きい。今、我が国のパブルが崩壊してから、我が国の邦銀またゼネコンがどんだんアジア地域で投資をし、また商いをやっておったわけでございますので、そのあたりの焦げつき債権が、私が大変気にしておるの、ゼネコンの経営破綻を気にしておるわけでございますが、ゼネコンの経営破綻は、それが雇用に影響を及ぼす度合いがかなり高いものでございますので、今後そういうようなことも当然含めて考えていく必要があるのではないかと、いふように考えております。

そこで、大蔵大臣にお聞きしたいのですが、先ほどからも出ておりました、今与党の方では十六兆円の経済対策というところのようでございますが、今は巷間言われておるのは、真水がどの程度あるのかというの、一つ大きな問題なんだろうと思っております。これだけでは現下の大変悪い景況を改善させるだけの力はないだろうと言われておるところでございます。そうしますと、今我々も要求しております減税も含めてやっていかなければいけないというように私は申し上げたいわけでございますが、しかし、一方で財政構造改革法が現下下の状況は金縛りになっておるといふような状況になっておる。このままいきますと、先ほど私が申し上げたデフレスパイラルに入ってしまうので、今本格的な景況対策をやっていかなければ大変な事態になるの、だらうというように思っています。

先ほど大臣の答弁を聞いておりました、デフレ圧力はないというふうなお話でございましたが、デフレ懸念は認めざるを得ないような状況になってまいりました。今そういう状況を踏まえて、先ほどの日銀短観、経企庁の話を踏まえて、大蔵大臣に、現状の景況状況を踏まえての経済対策の御見解、御所見をお願いしたいと思っております。

○松永国務大臣 先刻もほかの委員の御質問に対してお答えをいたしましたように、昨日の日銀短観の結果を見ますと、企業の景況感が非常に厳しくなっております。それが設備投資に影響を及ぼし、また個人消費や住宅投資にも影響を及ぼして、景況感を引き続き停滞しておるといふふうに認識するわけでありまして、先ほどの政府委員の話にもありましたように、消費性向も落ち込んでおる。これはどこから来ているかというところ、やはり雇用不安あるいは金融システムについての不安、不安感が消費性向を低下させている、こういうふうな思われ方でありまして、その意味で、そうした不安感を取り除くための一つ一つの政策を着実に進めていくことが大事ではないか、こう私は考えます。

そういうことから、御承知のように補正予算も成立させていたで、直ちに執行に移っているところでありまして、同時に、金融システムを安定化させることが大事ということで、御審議をいただいて金融二法案を成立させていただき、それを三月の末に実行に移しました。これで金融システムに向かつての不安感というものはほぼ解消する方向に思っております。これは、こういふふうにして、先般、十年度税制改正法案、これも通していただきました。これで合計八千四百、五百億の減税が実行できることになったわけでありまして、十年度の予算を成立させていただき、それに基づいて、速やかにこれを実行に移す、こういふことになるわけでありまして、それぞれの施策が相乗効果を持って景況の立ち直りに貢献してくるもの、だといふふうに私は思っています。

同時にまた、先般、与党三党の方で経済対策というものを決めていただきました。それを私も重く受けとめまして、これから検討を加えて適切な対策を打っていかねばならぬ、こう思っているところでございます。

○谷口委員 さっき私が申し上げたように、株式市場の状況は、既に昨日、年初来の安値でござい

ます。今与党の考えておる経済対策を考慮に入れても、それでは生ぬるいという市場の要求である、私はこのように思っております。先ほどから申し上げて、今の大蔵大臣の御答弁では経済対策としては極めて不十分というように私は強く申し上げたいと思っております。

時間がないものですから、次に参ります。IMFに関する追加出資のこの法案でございます。先ほどから同僚議員がAMF構想のことをお話をされておりました。このAMF構想というのは極めて政治的な意味合いもあるの、私としては思っておりまして、これはまた質問をしますと、ちょっと時間が長くなりますので、飛ばします。

次にお聞きしたいのは、米中関係が極めて接近しておる。今回また、六月の末にクリントン米大統領が訪中するというようなお話を聞いております。本来は秋に訪中という予定が早くなったというふうなことでございまして、その折に、我が国に寄らないと申しますが、訪日の予定はないという状況のようでございますが、本日外務省から来ていたで、お聞きします高野北米局長、米国に対して大統領の訪日の要請は行われたのか、そのあたりの状況の説明をお願いしたいと思っております。

○高野政府委員 クリントン大統領の訪中でございますが、これまでいろいろな情報がございます。当初、春、三月ごろ、あるいは秋のころというふうな情報もございました。その都度、私ども、米政府との間では、いろいろな情報交換、意見交換をしてきておるわけでございます。

今回、六月下旬から七月初旬というところで発表になったわけでございますけれども、この前後に開きました、米国の連邦議会の日程あるいは七月四日の米国の独立記念日等の要因がある、極めて窮屈な日程の中を訪中するというところでございまして、この機会に他国をあわせて訪問することとは極めて困難だといふふうに私どもも了解しております。

そういう中で、私どもの方としては、仮に我が

国を訪問されるということになればもちろん歓迎するものでございますが、そういう困難な状況といたうことも了解しておりますので、特に正式の招待、招請ということとは行っておりません。

○谷口委員 どうも最近、米中間、日米間の状況が若干変わってきたのではないかと、このように言われておるところでございまして、今回、米国大統領の訪中も、どうも中国サイドが中国以外の訪問を極端に嫌っているというような状況もあるようでございます。

そういうようなことで、私が申し上げたいのは、今、巷間言われておるのは、現在行われておるASSEMの会議においても、朱鎔基首相が人民元の切り下げをやらないということに対して評価を得ておるといふような状況でございまして、この六月の訪中以後、人民元の切り下げが行われるのではないかとというような市場関係者の声もございまして、そのあたりの状況について御答弁を求めたいのですが、そのことと、仮に人民元の切り下げが行われた場合に、先ほど申し上げたアジア地域の経済状況に対する影響についても触れて御答弁をお願いしたいと思っております。

○黒田政府委員 外国の通貨制度あるいは為替レートの見通しなどにつきましてコメントするということとは差し控えたいと思っておりますけれども、委員御指摘のとおり、この中国人民元の動向というのは非常に注目されているところでございまして、その中で、中国の当局者はすべて、人民元の切り下げはないということを公の立場で、また公の場で繰り返し発言しているということを承知いたしております。したがって、私もともいたしまして、そういう発言は非常に重みのあるものであるというふうに認識をいたしております。

○谷口委員 これで時間が参りましたので終わりたいと思いますが、中国国内における状況は必ずしも明確にわからないわけでございます。仮に人民元の切り下げが行われる場合には、このアジア地域における経済危機は大変な状況でございまして、より一層明確にそういうような状況になるの

だろうと思いますが、大きく影響するわけで、そういう状況も踏まえて、今、実効ある経済対策をやっていく必要がある、このように申し上げて質問を終わりたいと思っております。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海で四月に入りましてビッグバンのフロントランナーが走り出した、いよいよ本格化し、一千二百兆円の国民の資産をめぐる争奪戦が繰り広げられるということになりつつある時期だと思っております。それに関連して、最初にちょっとお聞きをしておきたいと思っております。

こういう時期に、バブル期の金融機関の羽目を外した行動をいいますか、そういったものにしっかりとけじめをつけることは、もう本場に緊急の課題だと思っております。その視点からお聞きしますが、ここに昨年三月二十四日付の雑誌アエラの記事があります。前文で、「バブル期、大手銀行は強引な商売をした。融資拡大のため、なりふり構わなかった」というようなことから書き始めまして二つの例を挙げております。私が取り上げたいのはその一つの例でございまして、ちょっとその部分を読み上げさせていただきますか、ちょっとその相対税対策だとして外国の不動産を勧められた例もある。

前、B子さん(八〇)によると、今から約十年前、

厳密に言う九一年の二月ころですが、会社を経営していた夫が亡くなり、都内の住宅地に先祖代々住んでいた自宅で、実娘夫婦と年金暮らしをしていた。九〇年の年の瀬、東海銀行の若い支店営業マンがB子さんを訪ねてきた。

「オーストラリアについていいところですよ、いっしょに行ってみましょうよ」

まるで孫のように振る舞いながら「海外不動産情報の御紹介」とワープロ書きの書類を見せてた。

それで、いろいろ勧誘するわけですね。

B子さんは、「英語もできないし外国でビルを買うなんてとんでもない」

と断ったが、その後も一週間に二、三回、B子さんは営業マンや支店幹部の訪問を受けた。来ない日も電話だけはかかってきた。

営業マンは、ビザの手配にまで連れていってくれ、結局、

「建物を見るだけなら」と渡豪を決めた。シドニーに到着すると日本からの営業マンに現地の銀行関係者が加わり、「よかったですねえ。治安も空気がいいし、年に一度は大家さんとして視察に来られますよ」とレストランで歓待された。

翌日、市内のオペラハウスなど名所を案内され、ブリスベーンに到着した。

建物を見るとすぐに少し離れた事務所に案内された。現地の関係者が十人ほどずらりと並んでいた。そして電話帳ほどの厚さの書類に何か所もサインを迫った。

「購入資金は東海銀行がお世話します。返済は家賃でできます」

B子さんは書類の内容がよく理解できないまま日本語でサインしてしまった。

ところが、テナントは数カ月で撤退。その後も全部テナントが埋まらず採算がとれなくなった。

融資回収が滞った東海銀行は、九六年八月、B子さん家族がそれまで融資を受けていた別件の分も含め、自宅などを対象に競売申し立てをした。

というケースが書かれているわけでありまして、私も少し調べてみましたが、先ほど、この記事に出ておりますワープロ書きの文書というのはこれなんですが、「海外不動産情報の御紹介 株式会社東海銀行営業情報部」という文書で、最初のページにこういふように書いてあります。「本物件は、マーケットで売りに出ている物件ではござ

いませんで、甚だ勝手ではございますが、対外税とお願ひ申し上げます。又、本物件についてのコンタクトは、弊行とのみ、お願ひ申し上げます。」ということと、このオーストラリアの、日本円にすると四億四千万の物件を細かく紹介をしている。そして、アエラに書いてありますように、英語もわからない人を連れて行って分厚い英文の書類にサインをさせて、それで四億四千万円を融資をしたという形になっているわけですね。

そして、その支払いについての、購入手続終了の報告についての東海銀行の文書も出されておりますが、その中にはアドバイザリーフィーという名目で、東海オーストラリア、オーストラリアの東海銀行ですね、ここに十一万五千オーストラリア・ドル、日本円に換算すると二千九百五十万円になるそうなんですが、二千九百五十万円の手数料もちゃんとその四億四千万円融資の中から取っているという形になっているというケースであります。

仲介のための、先ほど紹介しましたこの文書等々の存在からしまして、これ一件だけ例外的にあったわけではなくて、こういうものが何件もあるのだろかというところは当然推測されるわけがあります。これは、だから率直に言って、不動産業者の行うような不動産の勧誘と仲介、あつせんを東海銀行が実質的に行ったという意味で、銀行法十二条の他業禁止、こういう規定にも触れるという行為になるのじゃないでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

個別案件につきましての御質問でございますので、その具体的なコメントは差し控えたいと思っておりますが、銀行法との関係のお尋ねに關しまして、一般論で申し上げますと、取引先に對していろいろ情報を提供するということはしばしば行われ、それ自体をもって直ちに法令に違反すると言ふことはできないと思つております。

先ほど、フィーのことを御指摘いただきましたが、これも、現地法人はこれはオーストラリアの法人で、そしてオーストラリアの法律でもってそれが可能だということだというふうに聞いており

ます。日本でそういうことがあれば、それは不動産業を営んでいるのじゃないかというような話になるかもしれないが、日本におきましては、情報提供をいろいろ提供するということが自体について銀行法違反というものを直ちに断定するというのはできないのだからというふうに思います。

○佐々木(陸)委員 そのアドバイザリーフィーと称する手数料は、現地の東海オーストラリアというところから払われているわけですね。

東海銀行のホームページを見ますと、海外関連会社ということで東海オーストラリア・ファイナンス・コーポレーション・リミテッドというのがあるが、ちゃんと入っていて、今の資本金が七千万オーストラリア・ドルで、出資比率は一〇〇％ということが書かれております。

この東海オーストラリア・ファイナンス・コーポレーション・リミテッドというのが八五年の八月上旬から営業を始めたわけですが、それに先立つ時期の日本の新聞、これは日本経済新聞ですが、これによると、八月上旬から営業を始める、会長には三宅重光東海銀行会長、社長には、名前は省きますが、東海銀行国際企画部参事役が就任をした。東海銀行に問い合わせると、海外に支店を持っているところもある、こういう現地法人を持っているところもあるというのですが、それは、現地の法律では支店ができないから支店をつくらないだけの話で、これは実際上、東海銀行のオーストラリアの支店なんですよ。オーストラリアの法律からいって支店というふうには名乗れないからそうになっているだけの話で、一〇〇％出資しているし、会長も東海銀行の会長と同一人物がやっているわけですから、もう実際支店なので、これは国内だったらさういふだらうけれども、現地法人に払っているのだから、これは手数料じゃないから、だから不動産あっせんをやったのだというふうなことは言えないという議論は私は成り立たないと思うのですが、いかがですか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。現地の法

制上認められるか認められないかの問題だというふうに思います。

○佐々木(陸)委員 日本の国内で東海銀行の行員がしつこく勧誘して、オーストラリアにこういう物件があるよと紹介して、ビザまでとるのも一緒にやって、そしてオーストラリアへ無理やり連れて行って、現地でその東海銀行リミテッドの社員が来て、一緒につき合って、そして見させてすぐにサインをさせて、そしてその東海銀行の事実上の支店にお金を払わせているわけですよ。

これが銀行法違反だということを、銀行局長はなかなかそれは認めないでしようけれども、しかし、実際、国内でこういうことがやられていたら完全に銀行法違反になりませんか。

○山口政府委員 国内法で、つまり銀行法では他業を禁止しておりますので、いわゆる不動産業のようなものはやってはいけないというふうになっております。

ただ、ちょっとつけ加えさせていただきますと、個別問題については私は申し上げるべき立場ではないと申し上げましたが、この案件については、双方、いろいろな言い分があるようでございまして、司法等も含めてその当事者間で解決を図っていただきたいというふうに思っている次第でございます。

○佐々木(陸)委員 双方に言い分があることは私もよく存じておりますが、今私が取り上げているのは、このオーストラリアの物件を東海銀行が紹介して、これで買わせて四億何千万円もの融資をして、そして競売を今かけているというこの件についてどうなのかということの問題にしているわけでありまして、わかりますか。それは、本人と東海銀行の間にいろいろあるということは私も聞いていますよ、存じていますよ。先ほどのアエラにもそういう趣旨のことがちゃんと出ておりますね、日子さん家族がそれまで融資を受けていた別件の分も含め自宅などを競売に付したということ、私はも承知している。今問題にしているのは、こういうオーストラリア

アの物件を紹介してこれを買わせて、それを融資してやるというふうなことが銀行としてまともな行為だったのかどうなのかということ、見解を求めているわけですね。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

これはこの件と離れての話として聞いていただきたいと思いますが、お客様がいろいろな外国の情報を知りたい、例えば海外で自分がオーナーになりたい、どこがいいだろうかとかいうようなときに、その情報をいろいろ提供してあげるといって、と自分は、これは問題ないと思おうわけでございます。

ただ、先生がおっしゃっている趣旨がいかなるものか、ちょっと正確に把握しないで申し上げるのも適切でないかもしれませんが、バブル期にこうした少し過剰とも言えるようなサービスというものが仮にあったとすれば、それは過去たくさんそういう現象もあったように聞いておりますが、それが、では今もって社会的批判を受けない行為かと言われまして、それはいろいろ問題があるのではないかと、それ自身が違反のものではないにしても、過剰とも言えるようなサービスということについてはいろいろな問題点として挙げられる面もあるのではないかと思っております。

しかし、この個別の案件自体については、繰り返しになって恐縮ですが、それぞれお互いにどうも言い分があるようでございまして、そういう場合、お話し合えないしは司法の場で御解決をいただければと思う次第でございます。

○佐々木(陸)委員 言い分がある問題を問うているのではなくて、私は、こういう具体的な勧誘文書と、そしてこのアドバイザリーフィーというものが東海銀行の事実上の支店に払われているという、そういう事実の上に立って、その事実がどうかということをお聞きしているわけですね。まあいいです。

銀行局長の名前による「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」という通達がありま

す。この通達の中では、「社会的批判を受けかねない過剰サービスの自粛」と今言われたような話が出ておまして、顧客に対する金融商品以外の商品の紹介、あっせんというものを含めたその他の社会的批判を受けかねない行為は厳に慎むべきものだということを銀行局長名で通達をしているわけですね。まさに、少なくともこれは顧客に対する金融商品以外の商品の紹介、あっせんをしていただということに当たることは間違いないのじゃないですか。

○山口政府委員 この通達は、たしか平成四年に出したと思うのでございますが、金融商品以外の商品の紹介をやるといふことでは、今のようなケースはこれに当たるかもしれないけれども、ただ、過度かどうかとなりますと、お客様がぜひその情報を欲しいと言われて、例えばその御親戚の方が、あるいは御家族の方がぜひということ、それで御説明したとなると、過度かどうかという問題は判断の問題だと思えます。

○佐々木(陸)委員 東海銀行の側は確かに、これは危ないからやめた方がいいですよと言った、けれども、この日子さんの方がぜひにもと言ったので売ったというふうな弁明もしているわけですね。しかし、こういう文書を東海銀行の側は出して誘っているわけですね。それで、買いたいと言ったけれども危ないからやめておきなさいなんて言うはずがないですよ。双方の言い分があると、言いますけれども、東海銀行の側の言い分というのはそんなものだというふうに私は聞いております。まあ、時間もありませんから、結構です。

その東海銀行の側は、これはことしの三月十日付の朝日新聞ですが、四月一日付で頭取に就任する小笠原日出男副頭取、もう頭取に就任されたわけですが、これが三月九日、朝日新聞の取材に対して述べたというのですが、これまで飲食やゴルフなどで大蔵省職員らを接待してきた事実を認め、監督する側とされる側の間で疑われるようなことはやるべきではなかったと述べた。はっきりと認めているわけですね。

大蔵大臣にお聞きしますけれども、前に久保大蔵大臣でしたか、こういう事例について、金融のフロアマチュアをだました、こういうことは望ましいことではないんだということを言いました。この場合も、プロとアマという違いだけじゃなくて、プロの方は本当に巨大な組織を持っている、そしてアマチュアの方は全くの個人である。問題を提起することさえも個人の側はなかなか難しいという事情に金融問題では大体的場合置かれていたわけですね。そして、そういう問題を国会の場で私なんか取り上げると、個別の問題については何も述べることはできません、それは司法の場というように話がすぐ出てくるわけですから、司法の場でやるというたつて、この個人の側、アマチュアの側は大変な状況に置かれていたわけですよ。

ですから、大蔵大臣、率直にお聞きしたいのですけれども、先ほどのアエラの記事を紹介したという事例、こういうことはやはり望ましくない、大蔵大臣はそういう思いになりませんか。

○松永国務大臣 私突然これを見せられたわけがあります。これは、競売の申し立て等がなされておると。したがって、法律問題になっているのじゃないでしょうか。したがって、これはその判断にゆだねないという、突然言われて何ともお答えできないわけですが、全くの一般論でいえば、金融のプロがそのことについて極めて疎いアマチュアの人をだましたと言われるようなことは、これはやはりぬがいがいい、こう思います。

○佐々木(陸)委員 今競売ということを言われましてたけれども、私が知っているケースでも、こういうパブル期の銀行の我々から見れば本当に羽目を外した行動、いろいろな事例が多々あるわけですね。そしてそれが今、ことごとくまでは言いませんが、多くの事例が、銀行側が自分の方の反省は棚に上げて競売をかけるということをやっているわけですよ。

だから、その競売の事態を見守りましようと言っているだけでは、大蔵省としての銀行や金融

機関に対する監督の責任は果たせないのですよ。そのままビッグバンの方向へ移行してしまつたらどういうふうになるかという問題があるわけですね。だから、こういうことでの競売ということをするか、いかにいうようなやり方も好ましくないと私は思っているのですよ。

大蔵大臣、競売なんかやっているのはもうやむを得ないというお立場なのですか。

○松永国務大臣 私も大臣に就任する前は弁護士をやっておったわけですから、パブル時代のことに付いて、言うなればだまされたというところで私の事務所に依頼に來た事件もありました。そして、いけそうだという事件については訴訟を起こした例もあります。

結局、こういう場所でも議論をする場合には、両方の意見を聞かぬことには、どうだこうだというのはちよつと答えにくいのです。ただ、一般論として言えば、双方の主張が全く食い違っているというような場合、この場合には司法の判断にまづかない。一般論ではそう思いますが、また一般論として言えば、銀行たるもの、そういうことで相手方から苦情を言われるようなことはしない形で活動する方が望ましいことは、これは当然のことです。一般論でございいます。

○佐々木(陸)委員 時間がなくなりましたから、IMF問題についてちよつとお聞きをしたいと思

います。このIMFという機関が各国の通貨の安定とその他のための国際的な協力という目的で出発して動いている。そして、時代とともにその目的達成の手段や方法はそれなりに変化をさせてきているということだというふうに理解しているのです。その方法、手段の一つとして、今、途上国の経済危機に対応して必要な資金を供給するということをIMFがやっているというところ、これはあり得ることだと一般論としては私も思うのですが、しかし、その融資の条件として、当該国が言つてみればIMFの管轄下に置かれて、国民生活切り下げを伴うようなさまざまな経済政策やら、貿易の自

由化とかあるいは税制の改革とか、あるいは労働市場の規制緩和とか金融改革だとか、為替管理の部分のない全面的な撤廃だとかいうようなものまで迫られるような厳しい条件を課されているというところについて、かなり広範な不満といううなものも起こってきているというのは、先ほどの議論でも明らかだと思つたわけですが、それが今のIMFの一つの重要な問題だという認識を大蔵省は持つておられるのでしょうか。

○黒田政府委員 IMFがその時々々の経済金融情勢に応じていろいろな役割を果たしてきているというところは御指摘のとおりでありまして、特に最近のアジア通貨問題に対して、タイ、インドネシア、韓国についてIMFのプログラムをつくり、それを条件としてかなり巨額の融資を行っているというところでございいます。

ただ、歴史的に見ますと、IMFは、かつては比較的マクロ政策に偏重したというか、マクロ政策を主として政策融資の条件にいたしておりました。ところが、その後、開発途上国に対する融資が非常に中心になってまいりましたとともに、単なる財政金融政策あるいは為替政策の変更のみではその国の経済問題は解決できないということから、かなり構造問題にも関与し、そういうものを条件として融資をするということを行ってきたわけでございます。

最近の時点で申し上げますと、タイ、インドネシア、韓国に対しては、確かに従来のマクロ政策のみならず構造問題にも必要に応じて関与しておりますけれども、それらによつて短期的には確かに痛みを伴うことは事実でございますが、これらの国の経済の回復にとって必要な限りにおいては、そういう経済政策上の条件も必要であるというふうに思っております。ただ、その内容がそれらの国の実情に合ったものになる必要があるというところは、御指摘のとおりでございます。

○佐々木(陸)委員 私は、そういう不満を招くような方向を一体どこが、だが、どういうふうな決めていのかという問題が一つあると思うので

すよ。

アジアの問題についても、例えばことしの十一月一日のある新聞の報道によりますと、

米政府は、アジア各国の金融危機を市場開放実現の好機とらえ、国ごとに優先目標を設定して市場開放を求める政策に着手した。国際通貨基金を中心とする支援計画で米国が主導権を握り、緊急融資の条件として規制緩和や制度改革など米産業界の要望を盛り込む戦略だ。

これは、赤旗が書いてあるわけじゃありませんよ。日本経済新聞が書いたのです。つまり、アメリカ政府がこういうアジアの経済危機を好機と見て、IMFを活用してアメリカの戦略を有利に展開するような方向で迫つていこうという態度で臨んでいるというところが、幾つも新聞にありますけれども、こういうことが伝えられているわけですね。他方、この間のイラクの危機なんかを見ますれば、国連の状況などはどうでもいいという形で武力行使に走ろうとするというような状況もあるわけですね。

そして、アメリカがこのIMFを中心とする計画で主導権を握るといふ、実際、主導権を握るような条件が構造としてあるのではないかと。つまり、今度アメリカのシェアは減りますけれども、しかし投票権のシェアは一七％で、八五％以上の賛成がなければ物が決められないということの中では拒否権を持つわけでありまして、IMFとか世銀とかいった国際的なそういう重要な機関では、アメリカはすべて、すべてまでは言いませんが、例外もありまして、アメリカがそういうシェアをきちんと握つていて、それに基づいてアメリカの意図が通るようになっているという問題が現実にあるのじゃないかと思うのですが、その辺についてはどうお考えですか。

○黒田政府委員 御指摘のとおり、米国が一七％程度の投票権を持つておりますので、八五％多数決の必要な決定については事実上ビートを持つております。ただ、八五％多数決が必要な重要な決定といひますのは、IMF協定の改正であると

大なる御尽力をちょうだいいたしました。この機会をおかりいたしまして改めて厚く御礼申し上げる次第でございます。

現在、日本銀行は、その政策と業務を通じて景気と金融システムの立て直しに貢献していくという大変重い課題に直面しております。そのような状況のもとで、私どもの職員が逮捕、そして起訴されるという事態になりましたことは、私どもにとりまして痛恨のきわみでございまして、深刻に受けとめております。改めて現在の私の立場からもおおびを申し上げたいと存じます。

申すまでもないことでございますが、新日本銀行法の基本精神は独立性と透明性ということであると承知しております。私は、法によって定められました独立性ということも、それ自体不可欠なものと思っておりますが、それと同時に、中央銀行の独立性というものは、究極的には国民の信頼に基礎を置くものであるというふうに考えております。そういう意味で、日本銀行といたしまして、まず今般の不祥事を率直に反省いたしました。一刻も早く国民の信任を回復し、さらにはより高い信頼を勝ち取ることが必要であるというふうに考えております。

そうした観点を踏まえまして、日本銀行では先般、服務準則と「日本銀行員の心得」というのを定めましてその徹底を図りますとともに、今般、藤原副総裁を委員長といたしまして、外部の専門家にも入っていただきまして、法令遵守の観点から業務執行体制のあり方を全面的に議論する委員会、これをコンプライアンス委員会と称しておりますが、そういう委員会の設置を決めました。この際、これまでの日本銀行の運営上何が問題であったかということ徹底的に洗い出しまして、これまでの運営手法にとらわれることなく抜本的な改善策を講じていきたい、このように考えております。

新しい日本銀行法のもとで、新しい政策委員会がこの四月一日から活動を始めました。先般、国会で御同意いただきました新しい審議委員の方々

も加わりまして、日本銀行の最高意思決定機関にふさわしい新しい委員会が誕生したというふうに思っております。

新法のもとでは、私ども副総裁も新たに政策委員会のメンバーとして位置づけられました。私は継続的に日本銀行で仕事をしたいという思いで、日本銀行のスタッフの専門的な知識とか能力というものを政策委員会での議論に最大限生かしていきたい、そういう意味ではスタッフと政策委員会との間にブリッジをかけていくということも私の役割ではないかと考えております。

以上、お時間をちょうだいいたしました。副総裁就任に当たりまして一言だけごあいさつを述べさせていただきます。私といたしましては、新たな日本銀行法のもとで日本銀行が与えられた使命をきちんと果たすことができようように、副総裁という立場から微力ながら全力を尽くしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

金融に関する件の調査のため、来る四月七日火曜日、株式会社第一勧業銀行、株式会社さくら銀行、株式会社富士銀行、株式会社東京三菱銀行、株式会社あさひ銀行、株式会社三和銀行、株式会社社友銀行、株式会社日本興業銀行及び株式会社日本長期信用銀行の代表者並びに日本銀行の役員を参考人として委員会に出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る四月七日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日

は、これにて散会いたします。
午後零時四十九分散会

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二条中「八十二億四千五百五十万特別引出権」を「百三十三億二千二百八十万特別引出権」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の第二条の規定により国際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による十二億八千五百三十万二千五百五十特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

理由

国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、その出資の額の増額に応ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年四月二十七日印刷

平成十年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局